

平成26年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

第1 企業立地事業補助金

監査結果	講じた措置
<p><b>1 企業立地事業補助金の個別案件に係る指摘及び意見</b></p> <p>(1) (株)ナノオプトニクス・エナジー (以下「ナノ社」という。)</p> <p>(ア) 企業立地事業認定の審査について【指摘事項】</p> <p>平成24年10月の事業認定申請の際に、認定申請書の提出と併せて平成23年9月期の決算報告書の提出があり、その内容を確認したところ、(略) 損益計算書によれば当期純利益が△1,127,541千円と大幅赤字の経営成績であり、また、貸借対照表によれば純資産額が△970,830千円であったことから、事業認定時において大幅な債務超過の状況であったことが判明した。</p> <p>また、事業認定の際には、対象企業の経営状況を評価するため、「経営自己診断システム」による安全性の評価を行っている。(略)</p> <p>ナノ社の事業認定の際における経営診断結果は、デフォルト企業(実質破綻企業)の数値を下回る「危険ゾーン」であった。つまり、実質的に破綻企業と同等の財務内容であったと言っても過言ではない状況であったにも関わらず、企業誘致を実施し、多額の公金を投入することとしたものである。(略)</p> <p>事業認定申請時に、ナノ社より提出されている向こう約3か年の経営計画及び資金計画においては、多額の資金調達を実現され、売上が順調に増加することによって経営成績が向上する計画内容となっているが、この経営計画及び資金計画の内容について県側に確認を行ったところ十分な説明が受けられなかったことから、精緻な検討がなされていないと感じられた。仮に、ナノ社のように大幅な債務超過の財務内容の企業を事業認定するのであれば、将来にわたって相当な収益性の改善が必要であることが絶対条件と考えられることから、経営計画及び資金計画の入念な精査は当然に必要であったはずである。また、現在のナノ社の経営成績及び資金繰りとも計画とはかけ離れている状況であり、経営計画時における販路等についても具体性に欠けていることから、計画の実現可能性についても疑問を感じる。(略)</p> <p>つまり経営計画及び資金計画の十分な精査を行うことなく事業認定を行ったとも考えられ、こ</p>	<p>当該企業の事業認定に当たっては、経営計画及び資金計画などのほか、平成24年に県が総合特区の地域指定を受けeモビリティを活用した新たなビジネスモデルを創出すること、超小型モビリティの認証規格が創設され、国が新たな車の規格化を図り市場が拡大すると期待されていたこと、県内産部材の活用により県内産業への裾野拡大が期待できたこと等を総合的に勘案して、認定判断したものである。</p> <p>平成26年10月、ビジネスモデルが確立していない成長分野等へのベンチャー企業の誘致に当たっては、雇用の拡大、地域産業の活性化に資する企業の立地を実現するため、第三者から企業の財務状況や事業継続に関する意見・評価を経た上で誘致を判断する精緻な仕組み「ベンチャー企業等評価システム」を創設した。</p> <p>同システムは、ベンチャー企業及び新事業分野へ進出する企業の事業展開分野に精通した専門家を委員に委嘱し、信用調査機関からの経営・財務状況に関する調査及び評価を踏まえ、ベンチャー企業等の考えるビジネスモデルの継続性(技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等)についての意見や評価等を委員より聴取し、誘致や県の支援の方向性を判断するものである。</p> <p>同システムにより、平成28年3月18日にベンチャー企業等評価に関する会議を開催し、1件の評価を行うなど、これまで以上に厳格な評価制度に基づく審査を行っているところである。</p>

監査結果	講じた措置
<p>のような県における事業認定時の極めて甘い判断が、補助金の出来高払いの対象となった土地・建物の一部売却部分に係る補助金返還額の返還遅延という現在の状態を引き起こしていると言っても過言ではない。今後は、事業認定時の財務内容の検討及び事業認定後の経営計画及び資金計画の実現可能性の検討を十分に行うように改善し、このような認定を今後は行わないよう、再発防止に努めるべきである。(41 ページ)</p>	
<p><b>(イ)「特に著しい雇用の増加」に係る補助率加算について【意見】</b></p> <p>企業立地事業補助金は、前述のとおり補助率の加算措置があり、ナノ社においては「特に著しい雇用の増加を伴う事業」であるとして企業立地事業認定時に5%の補助率加算の措置を講じることとされている。</p> <p>なお、「特に著しい雇用の増加を伴う事業」については、ナノ社の事業認定当時における要綱第8条の5第1項第1号において「新增設事業の実施に伴い、新增設完了の日から3年間を経過する日までの間に増加する常時雇用労働者の数が概ね100人以上と見込まれるもの」と規定されている。ナノ社においては、企業立地事業認定申請時の新規常時雇用者数を100人としていることから、加算措置の適用対象とされたものである。</p> <p>当該認定事業においては、土地・建物の先行取得部分に対する補助金相当額309,098千円を出来高払いとして支払いを行っているが、この出来高払いは知事特認の加算率を含めた補助率である40%を当該土地・建物の取得価額に乗じて算定して支払いを行っている。</p> <p>しかし、前述のとおり、要綱第8条の5第1項第1号の「新增設完了の日から3年間を経過する日までの間に……」の規定から考察すると、認定事業が未完了である状態、つまり、当案件であれば土地・建物を取得したのみで、機械等の設備の取得が未完了で新增設が完了していない状態で、「特に著しい雇用の増加を伴う事業」として5%の加算措置を出来高払いの段階で適用したことは不相当であったと考える。認定事業完了時である、投下固定資産のすべてが整った状況になって、初めて後の雇用が可能となるか否かの判断ができる状況になるものであり、また、土地・建物のみを取得した時点では数人程度の従事者のみであった状況、そして、監査時現在においても社長含め5人の従事者のみで今後の雇用の</p>	<p>企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）第13条第2項において、出来高払いの段階で加算部分を含めた交付申請ができる規定としていた。</p> <p>特に著しい雇用増など、雇用増を要件とした補助金の加算部分の支払については、雇用実態と乖離が生じないようにするため、それぞれの雇用要件として定める常時雇用労働者数及びそのうちの正規雇用者が概ね半数以上となるなどの要件を達成した時点以降でないでないと交付申請することができないよう平成27年3月に要綱を改正した。</p>

監査結果	講じた措置																				
<p>見通しもたっていない状況などから総合的に勘案すると、100人以上の雇用が条件である知事特認による5%加算は不相当であったと思われる。</p> <p>「特に著しい雇用の増加を伴う事業」としての5%の加算措置は、出来高払いの段階において適用するのではなく、新增設事業完了時の補助金交付時に適用するよう改善が望まれる。(44ページ)</p>																					
<p><b>(ウ) 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について【意見】</b></p> <p>当案件においては、(略)土地・建物の先行取得に対して補助金の出来高払いを行い、その一部を株式会社イーウェル(以下「イーウェル社」という。)に売却したことに伴い、売却部分の補助金相当額の一部取消し及び返還請求を行っている。(略)</p> <p>なお、(略)補助金返還請求額 45,788,385 円の算定根拠は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="172 929 778 1303"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金額 a</th> <th>売却面積 b</th> <th>全体面積 c</th> <th>返還請求額 (a×b/c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>217,079,000</td> <td>15,249.21 m<sup>2</sup></td> <td>74,213.84 m<sup>2</sup></td> <td>44,604,662</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>92,019,000</td> <td>575.63 m<sup>2</sup></td> <td>44,747.70 m<sup>2</sup></td> <td>1,183,723</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>309,098,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>45,788,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>この計算根拠によれば、当初に交付された補助金額を基礎として、それを面積按分することにより返還請求額を算出していることとなる。</p> <p>なお、補助金額 309,098,000 円の算定根拠は、以下のとおりである。</p> <p>補助金額計算</p> $: 772,747 \text{ 千円} \times 40\% = 309,098 \text{ 千円}$ <p>(土地・建物取得価額) (補助率) (補助金額)</p> <p>つまり、補助金額 309,098,000 円は土地・建物の取得価額を基礎として算定しており、また、返還請求額である 45,788,385 円は補助金額を面積按分により算定していることから、県が算定した返還請求額は、土地・建物の取得価額を面積按分することにより算定した金額であることとなる。</p> <p>しかし、以下の(1)から(3)のとおり、当該土地売却に関して県が返納を受けるべき金額は、県が算出しているように出来高払いを行った補助金額である 309,098,000 円を面積按分することによ</p>		補助金額 a	売却面積 b	全体面積 c	返還請求額 (a×b/c)	土地	217,079,000	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	44,604,662	建物	92,019,000	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	1,183,723	合計	309,098,000	—	—	45,788,385	<p>今回の手続は、ナノ社が事業内容を変更し、補助対象事業所用地の一部を活用せず売却することに至ったため、鳥取県補助金等交付規則第21条、第22条及び第25条の規定に従い、交付決定の一部取消し及び返還命令を行ったものである。</p> <p>交付決定の一部取消しによるのか財産処分の承認手続によるのかは、今回の事例では補助事業見直しの一環として事業所の敷地等の一部を活用しないという結論に至ったものであるため、単なる財産処分の承認ではなく、事業計画全体の変更に伴う流れの中で交付決定の一部取消として対応するよう行政判断したものである。</p> <p>監査意見を参考にしながら、法令等の手続に則り、適正な事務執行を行いたい。</p>
	補助金額 a	売却面積 b	全体面積 c	返還請求額 (a×b/c)																	
土地	217,079,000	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	44,604,662																	
建物	92,019,000	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	1,183,723																	
合計	309,098,000	—	—	45,788,385																	

監査結果		講じた措置												
<p>り算定するのではなく、イーウェル社への売却金額である 270,000,000 円に補助率を乗じた金額の方がより適正であると考え、その算定方法によれば 62,211,615 円の県への返納不足額が生じている結果となる。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">譲渡額 A</th> <th style="text-align: center;">補助率 b</th> <th style="text-align: center;">県費 納付額 c=a×b</th> <th style="text-align: center;">現状の補助 金返還 d</th> <th style="text-align: center;">返納 不足額 c-d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">270,000,000</td> <td style="text-align: center;">40%</td> <td style="text-align: center;">108,000,000</td> <td style="text-align: center;">45,788,385</td> <td style="text-align: center;">62,211,615</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 「県の補助事業により事業者が取得した財産の処分に伴う県費納付について」(平成 20 年 9 月 26 日付鳥取県総務部長通知)(略)、及び経済産業省における(略)「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成 16・06・10 会課第 5 号)(略)の各通知等によれば、補助事業等により取得した財産処分時の補助金返還額の算定について、県の上記の通知では、類似した国庫補助事業がある経済産業省の財産処分承認基準を準用することとされており、更に、経済産業省の上記の財産処分承認基準では、有償譲渡による財産処分の場合には補助金額を上限として「譲渡額」に補助率を乗じた額とするとされている。(略)</p> <p>また、「県の補助事業により事業者が取得した財産の処分に伴う県費納付について」(平成 20 年 9 月 26 日付鳥取県総務部長通知)において「従来から、財産の処分制限期間内における補助金交付目的に反する譲渡等の処分に当たっては、補助事業者は鳥取県補助金等交付規則第 25 条第 2 項に規定する知事の承認を必要としているところです。」とし、財産処分時には県の財産処分承認が必要であることを改めて明らかにしているところである。当該案件においては、ナノ社の財産処分の事実を県側は事前に把握していたことから、財産処分前に財産処分の承認申請書を受理し、譲渡額により県費納付額の算定を行うとともに、同納付額の県費納付を条件とした財産処分の承認を行うべきであったと考える。</p> <p>しかし県は、鳥取県補助金等交付規則第 21 条の規定により補助金交付決定の一部取消</p>					譲渡額 A	補助率 b	県費 納付額 c=a×b	現状の補助 金返還 d	返納 不足額 c-d	270,000,000	40%	108,000,000	45,788,385	62,211,615
譲渡額 A	補助率 b	県費 納付額 c=a×b	現状の補助 金返還 d	返納 不足額 c-d										
270,000,000	40%	108,000,000	45,788,385	62,211,615										

監査結果		講じた措置																																				
<p>しを行うとともに、補助金返還額を取得価額を面積按分することにより算定した上で、鳥取県補助金等交付規則第 22 条の規定に基づいて補助金の返還請求を行っている。</p> <p>(2) 平成 26 年 3 月末現在のナノ社の合計残高試算表を確認したところ、土地・建物の一部を売却した時期である平成 26 年 3 月分の損益計算書の特別利益に、固定資産売却益が 156,137,291 円計上されている。これは、以下のとおり、おおむねナノ社からイーウェル社へ土地・建物を売却したことによる利益であることがわかる。</p> <p>なお、以下の検証作業は、ナノ社の会計帳簿の所在が不明であることから、固定資産売却益の計上内容が不明であったため行ったものである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額合計</th> <th>売却面積</th> <th>全体面積</th> <th>売却部分取得価額</th> <th>売却金額</th> <th>売却益</th> </tr> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d(a×b/c)</th> <th>e</th> <th>(e-d)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>542,699,027</td> <td>15,249.21 m<sup>2</sup></td> <td>74,213.84 m<sup>2</sup></td> <td>111,511,969</td> <td>270,000,000</td> <td>158,488,031</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>230,048,207</td> <td>575.63 m<sup>2</sup></td> <td>44,747.70 m<sup>2</sup></td> <td>2,959,317</td> <td>0</td> <td>△2,959,317</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>772,747,234</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>114,471,286</td> <td>270,000,000</td> <td>155,528,714</td> </tr> </tbody> </table> <p>つまり、ナノ社は、補助金交付を受けて取得した土地・建物を倍以上の金額で売却して約 156 百万円もの利益を享受し、利益計上していることとなる。その一方で、補助金返還額は売却金額に対してではなく、取得価額を面積按分して計算していることとなるため、補助金交付を受けて取得した固定資産を売却して多額の利益を享受しているにも関わらず、その利益である約 156 百万円に対する補助金返還は不要とされていることから、当該売却益はすべてがナノ社の儲けとなり、著しく妥当性に欠ける状況となっていると考える。</p> <p>(3) 当該補助事業により取得した土地の一部売</p>			取得価額合計	売却面積	全体面積	売却部分取得価額	売却金額	売却益		a	b	c	d(a×b/c)	e	(e-d)	土地	542,699,027	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	111,511,969	270,000,000	158,488,031	建物	230,048,207	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	2,959,317	0	△2,959,317	合計	772,747,234	—	—	114,471,286	270,000,000	155,528,714		
	取得価額合計	売却面積	全体面積	売却部分取得価額	売却金額	売却益																																
	a	b	c	d(a×b/c)	e	(e-d)																																
土地	542,699,027	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	111,511,969	270,000,000	158,488,031																																
建物	230,048,207	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	2,959,317	0	△2,959,317																																
合計	772,747,234	—	—	114,471,286	270,000,000	155,528,714																																

監査結果	講じた措置
<p>却部分の補助金返還請求額の算定を、売却部分と売却対象としなかった部分の各面積を基礎とした按分計算によっていることについて、立地戦略課側は以下のような見解を示している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【立地戦略課の見解】</b></p> <p>補助金返還金額の算定に関しては、鳥取県補助金等交付規則第 21 条の交付決定の一部取消しを行う場合、「当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、(中略)、その部分について支払った額の返還を命ずるもの。」と定められていることから、県ではこの規定に従い「その部分について支払った額」として、売却面積の面積按分により算定したところである。</p> <p>なお、経済産業省の財産処分基準による運用では、売却した土地の部分に対して支払われた補助金額を上限として算定されることであり、当該案件の手續において鳥取県補助金等交付規則に基づく交付決定の一部取消しではなく財産処分承認手續によることとしても、結果的には県費納付額と現状での返還請求金額は同一となり問題とはならない。</p> </div> <p>上記の(2)に記載のとおり、単純に面積按分することにより売却部分の土地の取得価額を算定すると取得価額の倍以上の金額で売却し、約 156 百万円もの多額の売却益が生じていることとなる。</p> <p>しかし、(略) 地価の下落が続いている近年の鳥取県内の地価動向を勘案すると、当該土地を取得した平成 24 年 3 月から売却を行った平成 26 年 3 月までの僅か 2 年間で、当該売却対象とした土地の価格が急上昇して上記のような多額の売却益の稼得が実現したとは考えにくい。(略)</p> <p>また、当該売却部分は(略) 建築物がほとんどなくグラウンドやテニスコートなどで占められた土地である。一方、売却対象としなかった土地には大規模な工場及び倉庫があることから考えると、売却した土地の方がより更地に近いため一般的には利用価値が高いと思われる。つまり、土地の状態によって地価が異なると考えられることから単純に面積按分により売却部分の取得価額を算定することは、必ずしも適正であるとは言えない。</p> <p>売却した部分と売却対象としなかった部分では明らかに土地の状態が異なること、及び下</p>	

監査結果	講じた措置
<p>落が続いている近年の地価動向から考えると、当該土地売却における売却価額である270,000,000円の方が売却部分の土地の適正時価に近いものであると思料されることから、出来高払いを行っている補助金額である309,098,000円を基準として、単純に面積按分で補助金返還額を算定するという県の算出方法は合理性に欠けると考える。</p> <p>以上の(1)から(3)において示したとおり、当該案件においては県費納付を条件とした財産処分承認手続によるべきであり、また、県費納付額の算定は単純に面積按分により算出する方法よりも、売却価額である270,000,000円に補助率を乗じることにより算出する方法がより実態に即していたのではないかと考える。今後は、交付先が補助事業により取得した財産を譲渡することを事前に把握した場合には、県費納付を条件とした財産処分承認手続によることとし、更には土地の一部売却などの財産の一部を処分するケースにおける県費納付額の算定は画一的に面積按分によるのではなく、各案件の個別事情を勘案のうえ算定するよう検討されたい。 (45 ページ)</p>	
<p><b>(エ) 補助金交付決定一部取消額の返還に係る手続等について【指摘事項】</b></p> <p>(略) 前述までのとおり、ナノ社の土地・建物の先行取得に対して補助金の出来高払いを行い、その一部をナノ社が270,000,000円で売却し(略)しているが、その売却により得た資金(略)の用途について、県側の資料及びナノ社の関連資料等より確認を行ったところ、おおむね以下のような支出内容であった。</p> <p>ただし、県側の資料は平成26年4月時点での資料であることから、その後の予定も含まれているため、以下の内容は実績とは異なるものである。</p>	<p>上記(1)(ウ)のとおり判断により、県費納付の条件を付すこととしている財産処分の承認手続によるものではなく、補助金の一部取消及び返還の決定により手続を行ったものである。</p> <p>補助金返還よりも関連会社C社への借入金返済を優先させた行為に対して、強く非難を行ったものの、強制的措置を採りうるものではなく、県内企業及び県に対して、早急な債務の返済を行うよう要請している。</p> <p>また、補助金の返還については、従来より、県への返還より、従業員への未払い給与や県内債務者への支払を優先するよう依頼しており、今後も随時督促を行い、返還を求めていく。</p> <p>補助金返還の考え方については、平成26年10月に鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正するほか、企業の休止及び廃止に伴う財産処分に関する取り扱いを明確にしたところであり、これに基づき適切に対応したい。</p>

監査結果			講じた措置
(単位：円)			
相手先	内容	支出金額	
金融機関A	借入金繰上返済及び借入金利息	59,136,601	
金融機関B	借入金繰上返済及び借入金利息	59,119,251	
鳥取県	人材育成概算払委託料返還	18,882,850	
関係会社C社	借入金返済及び借入金利息	74,000,000	
各取引先	資材・諸経費	40,868,375	
役員・従業員	人件費	24,865,238	
合計	—	276,872,315	
<p>(略) 上表のうち最も注目すべきは、「関係会社C社」への借入金及び借入金利息の返済である。C社は、ナノ社の関係会社であり、上記金額の返済前は450,000,000円の借入金があり、そのうち400,000,000円を対象債権とした抵当権が取得用地に設定されていた。(略)</p> <p>ナノ社は県への補助金返還よりも関係会社への借入金返済を優先させたこととなり、(略) 補助金返還よりもグループ企業の資金繰りを優先させたとも取れるナノ社におけるこのような行為は大きな問題である。</p> <p>県側によれば、「ナノ社のイーウェル社への土地の売却価額は県側は知らなかった。また、当然に補助金返還は受けられると思っていたが、ナノ社が勝手にC社へ借入金返済を行ってしまったものである。」とのことであり、決して県側がC社への借入金返済を優先することを事前に容認していたわけではないとの説明であった。確かに、平成26年2月17日(月)に鳥取県庁商工労働部長室で行われたナノ社からの経営状況報告の内容を記録した会議録を確認すると、土地の売却により得た資金によってC社への借入金返済を実行したい旨のナノ社からの申し出に対して、商工労働部長がそれを禁じる発言をしているようである。しかし、そのようなやりとりがあったにも関わらず、補助金返還よりもC社への借入金返済を優先させた行為に対して何らの制裁措置を採っていない県の対応に対して、非常に理解に苦しむところであり、また到底納得しがたい。このような一連の事実関係から考察すると、県への補助金返還を、C社への借入金返済よりも劣後させることを、県側が事前に容認したととられても仕方がない状況ではなかろうか。県側は「県にと</p>			



監査結果	講じた措置												
<p>っては憂慮すべき事態であるが、それに対して県への補助金を強制返還させる根拠となる法令等は存在しない。」という見解を示しているが、このような不合理な現状に対して県民の納得が得られるか否か疑問である。県が、補助金返還を優先させることを強くナノ社側に要請していたのであれば、返還請求に対する義務違反として、鳥取県補助金等交付規則 21 条（交付決定の取消し等）の適用により補助金の交付決定の取消しについて検討を行うことも必要であったと考える。</p> <p>（略）</p> <p>平成 26 年 3 月以前にナノ社用地を県が紹介したことから、県としてもナノ社とイーウェル社との間で売却交渉がなされていることを把握していたことを考えれば、補助金返還に係る対応は十分にできたはずである。財産処分の申請書の提出を、当該土地の売却前に受けるとともに、その申請に係る承認にあたって、「(イ) 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について」において示した県費納付の条件と併せて、売却により得た資金から必ず売却部分に係る補助金返還を受けることとする条件を付す必要があった。</p> <p>（略）このような事実に対しては、県側は深く反省するとともに、今後はこのように著しく合理性に欠けるような事態が生じないよう再発防止に努めるべきである。 (52 ページ)</p>													
<p><b>(オ) 抵当権設定に係る制限について【意見】</b></p> <p>ナノ社は、平成 24 年 3 月に元 J T 米子工場を土地・建物合計で 772, 747, 234 円で取得している。その際に、当該土地に対して以下のとおり抵当権が設定されている。</p> <table border="1" data-bbox="177 1453 788 1780"> <thead> <tr> <th>抵当権種類</th> <th>抵当権者</th> <th>極度額又は債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根抵当権</td> <td>鳥取県信用保証協会</td> <td>560, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td>普通抵当権</td> <td>関係会社 C 社</td> <td>400, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>960, 000, 000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>後に、イーウェル社へ売却した土地部分については、抵当権設定を解除して同社へ譲渡し、引き続きナノ社が所有している土地部分については、上記の抵当権が設定されたままである。</p> <p>鳥取県信用保証協会の根抵当権については、金融機関借入金に対する保証委託取引に係るもの</p>	抵当権種類	抵当権者	極度額又は債権額	根抵当権	鳥取県信用保証協会	560, 000, 000 円	普通抵当権	関係会社 C 社	400, 000, 000 円	合計		960, 000, 000 円	<p>ナノ社は、県が鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「条例」という。）に基づく事業計画の認定及び交付決定を行う以前に、補助事業に必要なとなる土地及び建物を購入していたもので、購入に必要な資金は金融機関等から調達し、融資対象物件（土地及び建物）には根抵当権が設定されている。</p> <p>県の補助金交付決定以前に、根抵当権が設定されており、交付決定時等にあらためて抵当権設定に関する財産処分の承認申請は求めているが、抵当権の設定状況については、企業立地事業の認定申請時に事業計画における資金計画等で確認した上で、事業の認定を行っている。</p> <p>鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく補助目的は、「企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資すること」である。</p> <p>企業立地事業の補助目的達成のためには、補</p>
抵当権種類	抵当権者	極度額又は債権額											
根抵当権	鳥取県信用保証協会	560, 000, 000 円											
普通抵当権	関係会社 C 社	400, 000, 000 円											
合計		960, 000, 000 円											

監査結果	講じた措置												
<p>であり、金融機関2件より極度額と同額の借入れが行われている。</p> <p>なお、下記のとおり、当該借入金の960,000,000円のうち約5億円については運転資金であるという考え方が成り立つ。</p> <table border="1" data-bbox="178 412 786 698"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地・建物取得金額 a</td> <td>772,747,234円</td> </tr> <tr> <td>補助金交付金額 b</td> <td>309,098,000円</td> </tr> <tr> <td>土地・建物取得に係る自己財源 c(a-b)</td> <td>463,649,234円</td> </tr> <tr> <td>借入金額（抵当権設定金額） d</td> <td>960,000,000円</td> </tr> <tr> <td>差引運転資金相当額 d-c</td> <td>496,350,766円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金交付により取得した固定資産に対して、運転資金相当の借入金に係る抵当権が設定されていることは、極めて不合理である。</p> <p>企業立地事業補助金の交付は、事業認定された事業の完了（固定資産の取得等）が条件であることから、補助金交付前である固定資産の取得段階において借入れを行い、抵当権を設定するケースもあると考えられる。その場合においても、原則は、規則第25条第2項より、補助金交付により取得した財産には抵当権設定をしてならないという規定から勘案すると、事業継続努力義務期間内の抵当権設定については、設定金額は自己財源までに止めるべきであり、さらには抵当権設定に係る承認手続を行うべきである。ナノ社のような状況であれば、仮に補助金交付先企業が倒産に陥った場合に、残余財産の分配時において抵当権設定権者にすべてがわたってしまうこととなり、多額の公金投入が無駄となってしまうこととなる。</p> <p>補助金交付先が、補助金交付前に固定資産を取得する段階で借入れを行い抵当権を設定するようなケースにおいても、補助金交付後にその補助金により臨時弁済を行い、同補助金額相当の抵当権設定の解除を行うような制限規定を設けるべきである。</p> <p>また、上記のとおり当該土地には根抵当権が設定されている。根抵当権は、債権を特定して抵当を設定する普通抵当権とは異なり、一定範囲内の不特定債権を極度額の範囲内において担保するものであることから、補助目的外の借入れも可能となる。根抵当権は債権が特定されないことから、企業立地に係る設備資金のみならず、補助目的外である運転資金の借入れなども可能となってしまう、目的外使用の温床にもなりやすいと考</p>	内容	金額	土地・建物取得金額 a	772,747,234円	補助金交付金額 b	309,098,000円	土地・建物取得に係る自己財源 c(a-b)	463,649,234円	借入金額（抵当権設定金額） d	960,000,000円	差引運転資金相当額 d-c	496,350,766円	<p>助事業者が企業立地事業を継続的に、少なくとも条例第6条第1項に定める期間継続して営むよう求めている。補助事業者が企業立地事業を継続するには、土地、建物及び設備の購入だけでなく、当然に運転資金の調達が必要となるが、中小企業金融の実態（＝将来の運転資金調達という永続的な取引を見込んだ上での根抵当権設定）を鑑みれば、補助対象の固定資産に対して根抵当権の設定を認めないことは、保有資産に限りのある中小企業が補助事業を継続する上での運転資金調達に支障をきたすおそれがあるため、企業立地事業の継続の観点から適当でないと判断する。</p> <p>また、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（大臣官房会計課通知）」においても、担保権の設定について、資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合に、担保権の実行時に国庫納付する旨の条件付きで認められている。</p> <p>さらに、抵当権の設定金額を自己財源までにとどめることや、補助金交付前に借入金で固定資産を取得し、補助金交付後に当該補助金により臨時弁済を行い、同補助金額相当の抵当権設定の解除を行うことは、以下の観点から現実的ではないと考える。</p> <p><b>抵当権設定金額を自己財源までにとどめることについて</b></p> <p>抵当権の設定における原因証書は、通常、金銭消費貸借契約証書、または金銭消費貸借契約証書に基づく抵当権設定契約証書であり、当該契約証書において「設定金額＝借入金額」となることが通常であり、自己財源金額部分に限った抵当権設定は担保権者の合意が得られない可能性が高い。</p> <p><b>補助金による臨時弁済部分について抵当権の解除を行うことについて</b></p> <p>抵当権の解除を行い臨時弁済後の借入金額で抵当権を設定しなおすことは、当該担保権者は設定順位が後位となることから、担保権者の合意が得られない。</p> <p>また、抵当権を設定しなおす場合はあらたに登録免許税（＝登記費用）が発生することとなり、補助事業者に相応の費用負担が発生する。</p>
内容	金額												
土地・建物取得金額 a	772,747,234円												
補助金交付金額 b	309,098,000円												
土地・建物取得に係る自己財源 c(a-b)	463,649,234円												
借入金額（抵当権設定金額） d	960,000,000円												
差引運転資金相当額 d-c	496,350,766円												

監査結果	講じた措置
<p>えられるため、補助金交付により取得した資産に根抵当権の設定を認めることは合理的ではない。仮に、補助金交付により取得する資産に抵当権設定の承認を行う場合においても、当該資産の取得に要する費用を工面するために最低限必要となるものを認めるべきであると考えられることから、補助金交付により取得した資産に対しては、事業継続努力義務期間内の根抵当権設定を制限する規定を設けるべきである。(55 ページ)</p>	
<p>(カ) ナノ社誘致案件に係る今後の対応について 【指摘事項】</p> <p>前述のとおり、ナノ社は監査時において県から認定を受けている企業立地事業の開始について見通しが立っていない状況であり、また、返還請求を行っている補助金 45,788,385 円も未返還の状況である。一方で、一部の土地・建物の売却先であるイーウェル社は平成 26 年 7 月 22 日に企業立地事業の認定を受けていることから、後にはイーウェル社に対して当該土地も含めた投下固定資産額に対する企業立地事業補助金が支出されることとなる。つまり、ナノ社に対する返還請求額が未返還のままとなれば、交付先が違ふといえど同じ土地に対して補助金が重複して交付されたままの状態となり、極めて不合理な形で公金が投入される結果となってしまう。</p> <p>なお、鳥取県補助金等交付規則第 21 条第 1 項において、(略) 同規則の規定又は決定内容等に違反したときには、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。ナノ社の場合においては、上記の「(ウ) 補助金交付決定一部取消額の返還に係る手続等について」に記載のとおり、土地売却に伴い関係会社借入金の返済を優先させることにより、補助金返還を行うべきという規定に違反して補助金の返還が遅延している。ナノ社は、多額の県税が投入されている補助金に対する返還義務を早急に果たすべきであるにも関わらず、補助金返還の義務に違反する状況がこのまま継続し、また、事業完了予定日である平成 27 年 3 月 31 日において、認定した事業の開始もなされないようであれば、県は事業認定そのものを取消し、補助金の全額返還を求める措置を講じるべきである。(56 ページ)</p>	<p>ナノ社の事業計画は、平成 27 年 3 月末で終了予定であったが、包括外部監査時において、従業員がおらず、また研究開発及び製造に必要な設備購入がほとんど行われていない状況で、事業目的を達成できないと見込まれる状況であった。</p> <p>平成 27 年 3 月には、ナノ社に対して、同年 3 月末までに実現可能性のある事業計画を策定するよう求めていたが、同年 3 月末時点では方向性が示されたのみで詳細が定まっていない状況であり、早期に事業計画を固めるよう強く要請しているところである。</p> <p>事業計画が提出されても、仮に事業継続が困難と判断される場合は、事業認定の取消しを行うことも視野に入れている。</p>
<p>(キ) 委託事業について ①契約内容変更に伴う変更手続について【指摘事項】</p> <p>当委託案件では、県内在住の技術者を雇用して</p>	<p>本委託業務は緊急雇用創出事業を活用したこ</p>

監査結果	講じた措置																								
<p>開発業務に従事するという仕様書に基づく契約内容であったが、技術者不足のため雇用人 10 人のうち 1 人について島根県松江市在住の者を雇用している。しかし、仕様書の変更や変更契約の締結など一切行っていない。</p> <p>雇用条件が、開発事業に従事可能な技術者ということで極めて限定的であったこと、また、技術者が不足し委託業務に支障をきたす可能性があったことから、特例的に県外在住者を雇用することはやむを得なかったと思われる。しかし、契約時の仕様書において県内在住者という条件が付されている限り、その条件を変更する手続、すなわち変更契約等の締結が必要であったと考える。</p> <p>今後は、契約内容を変更する際には事前に変更契約を締結するよう改善されたい。(58 ページ)</p>	<p>とから「県内技術者等の採用」を規定しており、見積依頼書の仕様書には県内在住者の採用を記載した一方で、契約書の仕様書には県内在住者の採用までは記載しておらず、県外在住者を 10 人のうち 1 人認めても、契約書上での文字変更すなわち変更契約までは必要ないと認識したためである。</p> <p>今後は、契約書の仕様書で条件を明確に記載するとともに、内容に変更が生じる場合には、変更契約を締結する等、手続に遺漏のないよう適切な事務運用を行うこととしたい。</p>																								
<p><b>②委託料の概算払金額の精査について【指摘事項】</b></p> <p>当委託案件では、技術者の人件費等相当額を委託料として支払うこととし、委託料の支払限度額である 56,596,050 円について以下のとおり概算払いを行い、委託期間終了後に実績額（確定額）との精算による不用額の返還を受ける契約を締結していた。</p> <p>契約時概算払予定金額 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="172 1169 788 1344"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>概算払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期概算払い（平成25年 7 月）</td> <td>28,298,025</td> </tr> <tr> <td>第 2 期概算払い（平成25年10月）</td> <td>28,298,025</td> </tr> <tr> <td>委託料限度額</td> <td>56,596,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>後に、第 1 期概算払額である 28,298,025 円は平成 25 年 7 月に予定通り支払いが行われ、また、第 2 期支払前である平成 25 年 10 月に第 1 期のナノ社における人件費等の実績額を把握するとともに、第 2 期の概算払額についてナノ社よりの申し出により支払いを行っている。</p> <p>概算払額の実績、及び委託料確定額（ナノ社の実績金額）は、以下のとおりである。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="172 1720 788 2016"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>概算払額 a</th> <th>委託料確定額 b</th> <th>差引不用額 a-b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期概算払い （平成25年 7 月）</td> <td>28,298,025</td> <td>5,513,830</td> <td>22,784,195</td> </tr> <tr> <td>第 2 期概算払い （平成25年10月）</td> <td>16,389,975</td> <td>33,967,769</td> <td>△17,577,794</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,688,000</td> <td>39,481,599</td> <td>5,206,401</td> </tr> </tbody> </table>	内容	概算払額	第 1 期概算払い（平成25年 7 月）	28,298,025	第 2 期概算払い（平成25年10月）	28,298,025	委託料限度額	56,596,050	内容	概算払額 a	委託料確定額 b	差引不用額 a-b	第 1 期概算払い （平成25年 7 月）	28,298,025	5,513,830	22,784,195	第 2 期概算払い （平成25年10月）	16,389,975	33,967,769	△17,577,794	合計	44,688,000	39,481,599	5,206,401	<p>本委託業務の第 2 期概算払の際には、ナノ社に対して雇用時期の遅れを反映した実績見込額を算定した上で概算払請求額を提出するよう求め、その申し出額は当初計画よりも約 1,200 万円少ない額であったことから、雇用時期の遅れを考慮しても不用額はほとんど生じないであろうと認識したためである。</p> <p>今後は、民間事業者へ概算払を行う場合、不用額未返還のリスクを認識し、概算払を行う場合には、不用額が生じないよう請求前に相手方と十分に協議するとともに、必要に応じて中間で支出書類を確認することにより、不用額が極力生じないようにしたい。</p>
内容	概算払額																								
第 1 期概算払い（平成25年 7 月）	28,298,025																								
第 2 期概算払い（平成25年10月）	28,298,025																								
委託料限度額	56,596,050																								
内容	概算払額 a	委託料確定額 b	差引不用額 a-b																						
第 1 期概算払い （平成25年 7 月）	28,298,025	5,513,830	22,784,195																						
第 2 期概算払い （平成25年10月）	16,389,975	33,967,769	△17,577,794																						
合計	44,688,000	39,481,599	5,206,401																						

監査結果	講じた措置
<p>上表のとおり、第1期における概算払額とナノ社の実績金額との差額は22,784,195円でありかなりの乖離があるが、これは、技術者の雇用時期が遅れたことなどが原因のようである。しかし、県において第1期分の概算払額と実績金額の差額について検証を行っておらず、また、ナノ社から申し出のあった第2期の変更後の概算払い額16,389,975円についての精査も行っていない。最終的に、委託料の精算時において、概算払額と委託料確定額に5,206,401円の差額が生じ、返還請求を行っているが、当該金額は未返還のままである。</p> <p>委託期間内において、ナノ社から経営状況の報告を受けており、それによると業績が思わしくないことが十分に把握できたことを考えると、第1期の概算払額と実績額との差額、及び第2期の概算払い時にナノ社から申し出のあった金額についての精査を十分に行うなどして、不用額が極力生じないような努力をすべきであったと考える。</p> <p>(58 ページ)</p>	
<p><b>③委託料の概算払いについて【意見】</b></p> <p>当委託案件においては、上記のとおり2期に分けてまとめた金額を概算払いしている。最終的に、委託料の精算額が未返還となっている状況や、ナノ社の経営状況を勘案すると、細かく分割払いを行うなど、委託料の概算払いに係るリスクを回避するような工夫が必要であったと感じる。</p> <p>今後は、特に民間事業者へ概算払いを行う場合には、都度の概算払額の精査を行うことや、支払回数を細分化するなどの方策を講じるよう十分な検討を行い改善していただきたい。(60 ページ)</p>	<p>本委託契約による開発事業は販売実績のないベンチャー企業であるナノ社に対する支援であったにもかかわらず、概算払に不用額が生じた場合に未返還が生じるリスクについての認識が不足していたためである。</p> <p>今後は、民間事業者へ概算払を行う場合、不用額未返還のリスクを認識し、概算払を行う場合には、不用額が生じないよう請求前に相手方と十分に協議するとともに、必要に応じて支払回数の細分化を図り、途中で支出書類を確認することにより、不用額が極力生じないようにしたい。</p>
<p>(2) F社 (ア) 事業認定の際の経営状況の評価について【意見】</p> <p>事業認定の際には、対象企業の経営状況の評価するため、経営自己診断システムによる安全性の評価を行っている。「ナノ社」の案件において示したとおり、経営自己診断システムでは、(略)対象企業の経営状況の安全性について評価が行われている。(略)</p> <p>当交付先(F社)は、県外企業G社が平成22年6月に子会社として設立したものであり、平成23年2月に事業認定の申請が行われ、同年3月に事業認定が行われている。事業認定の際には、交</p>	<p>経営自己診断システムは、企業が自社の現在の経営状況を把握するための参考指標が表示されるものであり、認定にあたってあくまで参考情報として取り扱っているものであり、当該企業の事業認定に当たっては、信用調査情報や資金計画等を総合的に勘案して判断したものである。</p> <p>平成26年10月、ビジネスモデルが確立していない成長分野等へのベンチャー企業の誘致に当たっては、雇用の拡大、地域産業の活性化に</p>

監査結果	講じた措置
<p>付先は設立後間もなく、交付先自体の経営状況は評価できないため、親会社であるG社の経営状況の評価している。そして、親会社であるG社の経営自己診断システムによる安全性の評価は「危険ゾーン」とされていた。</p> <p>経営自己診断システムによる当該評価にも関わらず、交付先の経営状況については、「立ち上げ間もないベンチャー企業であるため評点は総じて悪いが、金融機関からも「回収可能」との判断で融資を行っており、問題ないと思われる。」とコメントが付され、事業認定が行われている。</p> <p>事業認定が行われ、補助金が交付されると、補助金交付先には、企業立地事業の完了の日から7年間の事業継続努力義務が課されることになる。そのため、事業認定の際には、認定企業が7年間事業を継続する能力を有しているか否かも認定の際の1つの判断基準となるものと考えられる。しかしながら、経営状況について、経営自己診断システムによる評価が「危険ゾーン」と評価されているにも関わらず、金融機関の融資に係る「回収可能」との判断を参考にし、経営状況に問題はないと判断するのは、補助金交付の前提となる事業認定に関して、経営状況を判断する際の慎重さが足りないように考えられる。</p> <p>7年間の事業継続努力義務が課されているということは、最低でも7年程度事業が継続されないと補助金の費用対効果が十分に発揮されないとの考えによるものであるので、事業認定の段階で、認定企業やその親会社の財務状況を詳細に分析し、経営状況の判断を慎重に行う必要がある。</p> <p>また、交付先が資金繰りに行き詰まり、事業が休止される場合や、当初の事業計画どおりに事業が遂行されない場合は、当初の計画どおりの雇用が確保されないことになり、結果として、雇用機会の拡大という補助金の交付目的が達成されないことにつながるため、企業認定時における経営状況の判断は、慎重に行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(61 ページ)</p>	<p>資する企業の立地を実現するため、第三者から企業の財務状況や事業継続に関する意見・評価を経た上で誘致を判断する精緻な仕組み「ベンチャー企業等評価システム」を創設した。</p> <p>同システムは、ベンチャー企業及び新事業分野へ進出する企業の事業展開分野に精通した専門家を委員に委嘱し、信用調査機関からの経営・財務状況に関する調査及び評価を踏まえ、ベンチャー企業等の考えるビジネスモデルの継続性（技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等）についての意見や評価等を委員より聴取し、誘致や県の支援の方向性を判断するものである。</p> <p>同システムにより、平成28年3月18日にベンチャー企業等評価に関する会議を開催し、1件の評価を行うなど、これまで以上に厳格な評価制度に基づく審査を行っているところである。</p>
<p><b>(3) デンバジャパン(株)</b> (以下「デンバ社」という。)</p> <p><b>(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について【指摘事項】</b></p> <p>(略) 当交付先は、平成25年11月20日に操業停止しその後撤退しているが、県の担当者への確認を行ったところ、撤退時においては「操業休止届出書」の提出及び受理により操業休止扱いと</p>	<p>当該企業からは資金ショートによる一時的な事業休止であり再起すると説明を受けていたこと、また、補助金交付対象資産に不動産及び大型設備はなく、従業員給与及びリース料の未払</p>

監査結果	講じた措置
<p>しているのみで、補助金交付対象資産の処分状況については県側では全く現場確認等を実施しておらず、同資産の処分状況を把握していない状況であった。</p> <p>包括外部監査実施時点での補助金交付対象資産等の現状の調査を立地戦略課へ依頼したところ、撤退時にデンバ社側において、補助金交付対象財産を債権者へ譲渡担保として提供するなどし、また、事業所の貸主へ無償譲渡し処分したもののや、さらには処分方法や処分先が不明な資産がある事実が判明した。企業の撤退時に、補助金交付により企業が取得した資産の処分状況を確認せず、さらには処分先等が不明なものがあることは、非常に大きな問題である。</p> <p>県の担当者は、企業立地事業は多額の公金が投入されている事業であることを再認識し、また、商工労働部内においてこのような確認漏れが生じないようにチェック体制を確立し、再発防止に努めるべきである。 (63 ページ)</p>	<p>のある状況であったことから、資産の処分状況について確認していなかったものである。</p> <p>再発防止のため、補助金交付企業に対し、毎年の雇用、経営状況の報告の中で資産の処分状況を報告させることを徹底するとともに、企業の休業及び廃止等の情報が入った場合、迅速に資産状況の確認を行い、処分状況の確認の徹底を図る。</p>
<p><b>(イ) 補助金交付対象財産の譲渡等に伴う補助金返還請求について【意見】</b></p> <p>上記「(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について」に記載のとおり、当交付先は撤退時において、補助金交付対象財産を債権者へ譲渡担保として提供するなどしたものや、また、処分方法・処分先が不明な資産がある事実が判明した。(略)</p> <p>規則第 25 条第 2 項の規定に反し、知事の承認を受けないで補助事業により取得した財産を譲渡及び担保提供しており、更には、資産の譲渡等を行い撤退することによって、その後の補助金交付目的が達成されないこととなる。したがって、上記の要綱第 31 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、条例第 6 条第 1 項における事業継続努力義務期間の未経過期間部分については、規則第 21 条の規定により交付決定の一部の取消しを行い、また、規則第 22 条の規定に基づいて補助金額の返還を請求すべきである。</p>	<p>企業立地事業補助金の返還については、事業継続及び雇用維持への取組状況、地域への影響などを考慮して判断しているところである。</p> <p>当交付先の事業休止は、海外からの輸入部品の技術的なトラブルを解決するため相当期間の操業停止を余儀なくされるなど、自らの責によらないものであること、また、事業継続の努力が十分に認められ、雇用維持にも努めていたことから補助金返還を求めないこととした。</p> <p>事業継続努力義務期間中の企業の撤退等に係る対応については、平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例を改正し、認定を取り消した場合のほか、県と協議を行うことなく、事業継続努力義務期間内に休止または廃止する場合で、県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に、補助金の全部または一部を交付しないことを明記した。</p>

監査結果	講じた措置										
<p>補助金返還請求額の計算</p> <table border="1" data-bbox="175 246 790 728"> <tr> <td>補助金交付決定 金額 a</td> <td>14,280,000 円</td> </tr> <tr> <td>事業継続努力義務 期間 b</td> <td>7 年間 (84 か月)</td> </tr> <tr> <td>補助対象固定資産 所有期間</td> <td>1 年 6 か月 (18 か月) (平成 24 年 5 月 25 日～平成 25 年 11 月 20 日)</td> </tr> <tr> <td>未経過事業継続 努力義務期間 c</td> <td>5 年 6 か月 (66 か月) (平成 25 年 11 月 21 日～平成 31 年 5 月 24 日)</td> </tr> <tr> <td>補助金返還請求 金額 (a×c/b)</td> <td>11,220,000 円 (円未満四捨五入)</td> </tr> </table> <p>なお、補助金の交付決定の取消しに関しては、規則第 21 条第 1 項において「知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を<u>取り消すことができる。</u>」と規定されており、補助金交付決定の取消しは知事の行政判断によることとされているため「意見」に止めた。 (63 ページ)</p>	補助金交付決定 金額 a	14,280,000 円	事業継続努力義務 期間 b	7 年間 (84 か月)	補助対象固定資産 所有期間	1 年 6 か月 (18 か月) (平成 24 年 5 月 25 日～平成 25 年 11 月 20 日)	未経過事業継続 努力義務期間 c	5 年 6 か月 (66 か月) (平成 25 年 11 月 21 日～平成 31 年 5 月 24 日)	補助金返還請求 金額 (a×c/b)	11,220,000 円 (円未満四捨五入)	
補助金交付決定 金額 a	14,280,000 円										
事業継続努力義務 期間 b	7 年間 (84 か月)										
補助対象固定資産 所有期間	1 年 6 か月 (18 か月) (平成 24 年 5 月 25 日～平成 25 年 11 月 20 日)										
未経過事業継続 努力義務期間 c	5 年 6 か月 (66 か月) (平成 25 年 11 月 21 日～平成 31 年 5 月 24 日)										
補助金返還請求 金額 (a×c/b)	11,220,000 円 (円未満四捨五入)										
<p><b>(ウ) 操業休止の取扱いについて【意見】</b></p> <p>当交付先は、平成 25 年 11 月 20 日の操業停止にあたって、要綱第 23 条の規定により、「鳥取県企業立地事業助成操業等休止届出書」の提出が行われている。</p> <p>しかし、同交付先は機械装置等の補助金交付対象財産を譲渡担保に供するなどして処分し、事実上鳥取県より撤退しており、現状では同社が事業を行っていた所在地では、他の企業が事業を営んでいる状況であるにも関わらず、操業休止扱いとしていることは問題である。</p> <p>操業休止の扱いに関しては、以下のとおり改善すべきである。</p> <p>(1) 事業用の資産を処分し、鳥取県内で事業を行わない状況となれば、その時点で後の補助事業は実行されないこととなるため、その場合においては「撤退」とみなして補助金の全部、または一部の返還を求める。</p> <p>(2) 操業休止し、事業用の資産を存置した状況で再稼働する意思が見込めた場合においても、「休止」と認める一定の期間を定めること。現状のように休止に関して期間の定めがなければ、10 年後・20 年後においても休止扱いのままとなり、実態は撤退と同様の状態であっても休止扱いのまま放置される事態</p>	<p>デンバ社から事業休止の届け出があり、代表者に事業継続の意思があることを確認したことから休止として扱っている。</p> <p>また、事業休止後の状況確認については、操業停止後も定期的に行っており、今後も企業の情報等を確認しながら対処していく。</p> <p>補助金返還の考え方については、平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正するほか、企業の休止等に伴う財産処分の取り扱いを明確にしたところであり、これに基づき適切に対応したい。</p> <p>なお、休止について一定の期間を定めることについては、事業休止に至る企業の状況は様々であり、事業休止から再開までの期間を一様に定めることは困難であることから、事業再生等の判断について、一定の期間を画一的に設けることは考えていない。</p>										



監査結果	講じた措置
<p>になりかねない。(65 ページ)</p>	
<p><b>(エ) 5年未満の賃借期間に係る補助金交付に対する返還請求について【指摘事項】</b></p> <p>当案件においては、電動バイクの組立に係る工場は賃借物件であったことから、鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項12号の規定により、初年度賃借料の1年分について、規定の補助率である50%に知事特認加算の50%を加えた100%補助率を適用した金額である7,200千円を支給している。</p> <p>賃借料の定義については、鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第6号に「契約期間が5年以上であるものに限る。」と規定されているが、当案件における賃貸借契約書を確認した結果、賃借期間は2年であったことが判明した。したがって、補助金の交付要件に合致しないものであるため、補助金交付金額である7,200千円については返還請求を行うべきである。(65 ページ)</p>	<p>鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第6号で「契約期間が5年以上であるものに限る」と規定しているところであるが、当案件については、賃貸借契約書で、2年間毎の自動更新条項の記載に加え、契約後10年間後である「平成33年12月31日をもって本契約は終了する」と記載されていること、また、当時の担当者も、実質的に10年間の契約であるとして確認し、要件に合致するものとして交付決定を行ったものである。</p> <p>今後は、取扱いに疑義が生じないように、賃借期間が5年未満のものを対象としないよう運用をあらためることとし、返還請求までは行わない。</p>
<p><b>(オ) 事業認定の際の経営状況の評価について【意見】</b></p> <p>当交付先は、平成23年9月の設立であり事業認定時においては設立後間がないことから、関係会社であるH社の経営状況について経営自己診断システムによる安全性の評価を行っており、評価結果は業界標準未満である「警戒ゾーン」であった。</p> <p>経営自己診断システムによる当該評価にも関わらず、経営状況については、「現状の(H社の)経営状況は厳しいものの、今後市場の拡大が期待できる電動バイクの製造・販売を通じて、売上の向上が見込まれる。」とコメントが付され、事業認定が行われている。</p> <p>新規設立のベンチャー企業の誘致においては、関係会社の経営状況の評価は、今後の財務的支援も考慮すると非常に重要である。また、当交付先のように、仮に関係会社の経営状況が思わしくない場合には、交付先企業の経営計画の精査が特に重要となってくる。現状において、当交付先は操業を休止し撤退しており、そのような状況も踏まえると、経営状況の評価や認定審査が十分であったか疑問である。事業認定の際の企業の経営状況の評価は慎重に対応していただきたい。(66 ページ)</p>	<p>経営自己診断システムは、企業が自社の現在の経営状況を把握するための参考指標が表示されるものであり、認定にあたってあくまで参考情報として取り扱っているものであり、当該企業の事業認定に当たっては、信用調査情報や資金計画等を総合的に勘案して判断したものである。</p> <p>平成26年10月、ビジネスモデルが確立していない成長分野等へのベンチャー企業の誘致に当たっては、雇用の拡大、地域産業の活性化に資する企業の立地を実現するため、第三者から企業の財務状況や事業継続に関する意見・評価を経た上で誘致を判断する精緻な仕組み「ベンチャー企業等評価システム」を創設した。</p> <p>同システムは、ベンチャー企業及び新事業分野へ進出する企業の事業展開分野に精通した専門家を委員に委嘱し、信用調査機関からの経営・財務状況に関する調査及び評価を踏まえ、ベンチャー企業等の考えるビジネスモデルの継続性(技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等)についての意見や評価等を委員より聴取し、誘致や県の支援の方向性を判断するものである。</p> <p>同システムにより、平成28年3月18日にベンチャー企業等評価に関する会議を開催し、1件の評価を行うなど、これまで以上に厳格な評</p>

監査結果	講じた措置								
	<p>価制度に基づく審査を行っているところである。</p>								
<p>(カ) 委託事業について</p> <p>①委託料の概算払回数の細分化について【意見】</p> <p>当委託案件では、技術者の人件費等相当額を委託料として概算払いにより支払うこととしているが、契約時において、委託料として支払うことが可能な限度額を 30,393,825 円とし、以下のとおり概算払いを行う計画としていた。</p> <p>契約時概算払予定金額 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="172 602 788 775"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期概算払い(平成25年6月)</td> <td>18,236,295</td> </tr> <tr> <td>第2期概算払い(平成25年12月)</td> <td>12,157,530</td> </tr> <tr> <td>委託料限度額</td> <td>30,393,825</td> </tr> </tbody> </table> <p>つまり、2期に分けて委託料限度額を概算払いで支払うこととしていたものであるが、第2期支払前の平成25年11月20日に操業を停止したことから、平成25年12月に予定していた第2期分の支払いは実施せずに、平成26年5月9日に検査を実施した上で、平成26年5月15日に概算払済額と委託料確定額との差額である16,433,081円の返還請求を行っている。</p> <p>県において、デンバ社の決算報告書の確認を行っていないことから、監査時に同社の決算報告書の提示を求め財務内容の確認を行った。委託契約の締結を行った平成25年5月28日に時期的に近い年度である平成25年5月期の決算内容の確認を行った。(略)</p> <p>デンバ社は、平成23年9月9日の設立であることから、(略)設立後約1年9か月経過した後の財政状態を示すものであるといえるが、それによれば純資産額が△163,559千円であり、大幅な債務超過であることがうかがえる。</p> <p>しかし、県ではデンバ社の経営状況について決算報告書等の財務資料の確認を行っていない。結果として、委託料確定額は1,803,214円であり委託料限度額である30,393,825円のごく一部のみしか業務が行われておらず、また最終的には、第1期の概算払い額の18,236,295円のほとんどの金額である16,433,081円を返還請求を行うこととなり、現状において当該返還請求金額が未返還の状況となっている。</p> <p>県はデンバ社の資金繰りが悪化している状況であることを把握していたことから、決算報告書などの財務資料を確認することにより、概算払</p>	内容	金額	第1期概算払い(平成25年6月)	18,236,295	第2期概算払い(平成25年12月)	12,157,530	委託料限度額	30,393,825	<p>当該委託事業は県が抱える課題解決に向けて行ったものであり、当該課題解決を行うことができる企業が県内には他に無い状況であったこと、委託先は財務資料のみの適否ではなく、県内企業の中から技術力や人材などの能力なども含めて総合的に判断して決定したものである。</p> <p>そのような委託事業においては、事業を遂行するための人件費やその他必要経費について、県が委託を行う以上、必要と認められる範囲において概算払することは、委託事業を推進する上でも必要となるとの判断から概算払を行ったところである。</p> <p>再発防止のため、概算払についてより慎重に判断を行っていくこととし、民間企業との委託契約において、概算払を行う場合は、支払回数を細分化するなど、不用額が極力生じないよう適切な事務運用を行いたい。</p>
内容	金額								
第1期概算払い(平成25年6月)	18,236,295								
第2期概算払い(平成25年12月)	12,157,530								
委託料限度額	30,393,825								

監査結果	講じた措置
<p>いの回数を細分化して支払うなどのリスク回避の措置を採る必要があったと考える。</p> <p>(67 ページ)</p>	
<p><b>(4) T P C (株)</b>  <b>(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について【指摘事項】</b></p> <p>(略) 当交付先は、平成 25 年 10 月 31 日に操業停止しその後撤退しているが、県の担当者への確認を行ったところ、前述のデンバ社と同様に、撤退時においては「操業休止届出書」の提出及び受理により操業休止扱いとしているのみで、補助金交付対象資産の処分状況については県側では全く現場確認等を実施しておらず、同資産の処分状況を把握していない状況であった。</p> <p>包括外部監査実施時点での補助金交付対象資産等の現状の調査を立地戦略課へ依頼したところ、撤退時に T P C (株) 側において、事業を行っていた賃借物件にそのまま存置した状態、つまり、当該賃借物件の所有者へ無償譲渡した状態であり、現在は T P C (株) とは全く関係のない別の事業者（現在の当該賃貸物件の賃借人）が使用している状況であることが判明した。企業の撤退時に、補助金交付により企業が取得した資産の処分状況を確認していないことは、非常に大きな問題である。</p> <p>県の担当者は、企業立地事業は多額の公金が投入されている事業であることを再認識し、また、商工労働部内においてこのような確認漏れが生じないようにチェック体制を確立し、再発防止に努めるべきである。</p> <p>(69 ページ)</p>	<p>当該企業からは資金ショートによる一時的な事業休止であり再起すると説明を受けていたこと、また、補助金交付対象資産に不動産及び大型設備はなく、従業員給与及びリース料の未払のある状況であったことから、資産の処分状況について確認していなかったものである。</p> <p>再発防止のため、補助金交付企業に対し、毎年の雇用、経営状況の報告の中で資産の処分状況を報告させることを徹底するとともに、企業の休業及び廃止等の情報が入った場合、迅速に資産状況の確認を行い、処分状況の確認の徹底を図る。</p>
<p><b>(イ) 補助金交付対象財産の譲渡等に伴う補助金返還請求について【意見】</b></p> <p>上記「(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について」に記載のとおり、当交付先は撤退時において、補助金交付対象財産を当該賃借物件の所有者へ無償譲渡している事実が判明した。</p> <p>前述のデンバ社の案件と同様に、規則第 25 条第 2 項の規定に反し、知事の承認を受けずに補助事業により取得した財産を無償譲渡し撤退しており、その後の補助金交付目的が達成されないこととなる。したがって、デンバ社と同様に、要綱第 31 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、条例第 6 条第 1 項における事業継続努力義務期間の未経過期間部分については、規則第 21 条の規定により交付決定の一部の取消しを行い、また、規則</p>	<p>企業立地事業補助金の返還については、事業継続及び雇用維持への取組状況、地域への影響などを考慮して判断しているところである。</p> <p>当交付先の事業休止は、中国製菌床の品質の悪さから不良率が高かったことが原因であり、自らの責によらないものであること、また、事業継続の努力が十分に認められ、雇用維持にも努めていたことから補助金返還を求めないこととした。</p> <p>事業継続努力義務期間中の企業の撤退等に係る対応については、平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例を改正し、認定を取り消した場合のほか、県と協議を行うことなく、事業継続努力義務期間内に休止又は廃止する場合</p>

監査結果	講じた措置										
<p>第 22 条の規定に基づいて補助金額の返還を請求すべきである。</p> <p>補助金返還請求額の計算</p> <table border="1" data-bbox="172 443 790 779"> <tr> <td>補助金交付決定金額 a</td> <td>20,981,000 円</td> </tr> <tr> <td>事業継続努力義務期間 b</td> <td>7 年間 (84 か月)</td> </tr> <tr> <td>補助対象固定資産所有期間</td> <td>1 年 4 か月 (16 か月) (平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 25 年 10 月 31 日)</td> </tr> <tr> <td>未経過事業継続努力義務期間 c</td> <td>5 年 8 か月 (68 か月) (平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 31 年 6 月 30 日)</td> </tr> <tr> <td>補助金返還請求金額 (a×c/b)</td> <td>16,984,619 円 (円未満四捨五入)</td> </tr> </table> <p>なお、補助金の交付決定の取消しに関しては、規則第 21 条第 1 項において「知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を<u>取り消す</u>ことができる。」と規定されており、補助金交付決定の取消しは知事の行政判断によることとされているため「意見」に止めた。 (70 ページ)</p>	補助金交付決定金額 a	20,981,000 円	事業継続努力義務期間 b	7 年間 (84 か月)	補助対象固定資産所有期間	1 年 4 か月 (16 か月) (平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 25 年 10 月 31 日)	未経過事業継続努力義務期間 c	5 年 8 か月 (68 か月) (平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 31 年 6 月 30 日)	補助金返還請求金額 (a×c/b)	16,984,619 円 (円未満四捨五入)	<p>で、県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に、補助金の全部又は一部を交付しないことを明記した。</p>
補助金交付決定金額 a	20,981,000 円										
事業継続努力義務期間 b	7 年間 (84 か月)										
補助対象固定資産所有期間	1 年 4 か月 (16 か月) (平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 25 年 10 月 31 日)										
未経過事業継続努力義務期間 c	5 年 8 か月 (68 か月) (平成 25 年 11 月 1 日 ～平成 31 年 6 月 30 日)										
補助金返還請求金額 (a×c/b)	16,984,619 円 (円未満四捨五入)										
<p><b>(ウ) 操業休止の取扱いについて【意見】</b></p> <p>当交付先は、平成 25 年 10 月 31 日の操業停止にあたって、前述のデンバ社と同様に、要綱第 23 条の規定により、「鳥取県企業立地事業助成操業等休止届出書」の提出が行われている。</p> <p>しかし、同交付先企業は機械装置等の補助金交付対象財産を無償譲渡することにより処分し、事実上鳥取県より撤退しており、現状では同社が事業を行っていた所在地では、他の企業が事業を営んでいる状況であるにも関わらず、操業休止扱いとしていることは問題である。</p> <p>操業休止の扱いに関しては、前述のデンバ社と同様の取扱いとするよう、改善すべきである。 (71 ページ)</p>	<p>T P C (株) から事業休止の届け出があり、代表者に事業継続の意思があることを確認したことから休止として扱っている。</p> <p>また、事業休止後の状況確認については、操業停止後も定期的に行っており、今後も企業の情報等を確認し、対処を行っていく。</p> <p>補助金返還の考え方については、平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正するほか、企業の休止等に伴う財産処分の取り扱いを明確にしたところであり、これに基づき適切に対応したい。</p> <p>なお、休止について一定の期間を定めることについては、事業休止に至る企業の状況は様々であり、事業休止から再開までの期間を一様に定めることは困難であることから、事業再生等の判断について、一定の期間を画一的に設けることは考えていない。</p>										
<p><b>(エ) 事業認定時の交付先企業の親会社に係る経営状況評価について【意見】</b></p> <p>当交付先は、平成 24 年 3 月の設立であり事業認定時においては設立後間がないことから、経営自己診断システムによる経営状況の評価を行っ</p>	<p>経営自己診断システムは、過去の決算関係状況の数値を利用して診断するシステムであり、当該企業は平成 24 年 3 月の設立であることか</p>										

監査結果	講じた措置
<p>ていない。また、当交付先の関係会社である I 社については、民間信用情報機関の評価については確認を行っているものの、経営自己診断システムによる経営状況の評価を行っていない状況であった。</p> <p>関係会社の経営状況の評価は、今後の財務的支援も考慮すると非常に重要であることから、経営状況の評価は当然に必要である。</p> <p>今後は、特に新規設立のベンチャー企業の企業立地事業認定の際には、関係会社の経営状況の評価も十分に行い、認定審査の際の重要な審査項目とするよう検討されたい。(71 ページ)</p>	<p>ら、当該システムによる評価を行うことができなかったものである。</p> <p>平成 26 年 10 月、ビジネスモデルが確立していない成長分野等へのベンチャー企業の誘致に当たっては、雇用の拡大、地域産業の活性化に資する企業の立地を実現するため、第三者から企業の財務状況や事業継続に関する意見・評価を経た上で誘致を判断する精緻な仕組み「ベンチャー企業等評価システム」を創設した。</p> <p>同システムは、ベンチャー企業及び新事業分野へ進出する企業の事業展開分野に精通した専門家を委員に委嘱し、信用調査機関からの経営・財務状況に関する調査及び評価を踏まえ、ベンチャー企業等の考えるビジネスモデルの継続性（技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等）についての意見や評価等を委員より聴取し、誘致や県の支援の方向性を判断するものである。</p> <p>同システムにより、平成 28 年 3 月 18 日にベンチャー企業等評価に関する会議を開催し、1 件の評価を行うなど、これまで以上に厳格な評価制度に基づく審査を行っているところである。</p>
<p>(5) 倒産企業（プロフ精密(株)、(株)大陸) (ア) 事業認定の際の経営状況の評価について 【意見】</p> <p>プロフ精密(株)の事業認定の際の経営状況は、経営自己診断システムによる評価は「警戒ゾーン」と評価されているが、民間信用情報機関による評点は「普通」ランクに位置付けられていることを判断材料として、「経営状況に問題なし」として事業認定が行われている。事業認定後、平成 23 年 3 月に補助金を交付しているが、同年 12 月に事業を休止し、破産手続を開始している。</p> <p>(株)大陸の事業認定の際の経営状況は、経営自己診断システムによる評価は「警戒ゾーン」と評価されているが、「現状の経営状況は厳しいものの、今後の安定した経営に向け、安定的な取引が期待できる「冷凍チキンカツ」事業を実施することで、売上の向上が見込まれる」とコメントを付し、「経営状況は問題ないものと考えられる。」として事業認定が行われている。</p> <p>両社はいずれも、事業認定時の経営自己診断システムによる安全性の評価が「警戒ゾーン」と評価されていることを鑑みると、事業認定の段階で、その企業の財務状況を詳細に分析し、民間信</p>	<p>経営自己診断システムは、企業が自社の現在の経営状況を把握するための参考指標が表示されるものであり、認定にあたってあくまで参考情報として取り扱っているものである。</p> <p>事業認定にあたっては、これまでどおり民間信用情報機関の情報を判断材料の一つとするほか、金融機関等からの情報、経営状況、市場を踏まえた事業の拡大及び継続可能性、また経営自己診断システムの評価を参考とするなど、様々な要素を総合的に勘案して従来にも増して慎重に判断していきたい。</p>

監査結果	講じた措置
<p>用情報機関による評点や事業計画を鵜呑みにするのではなく、経営状況の判断を慎重に行い、事業認定を行うか否か判断する必要があるものとする。 (73 ページ)</p>	
<p>(イ) 交付先が破産した場合の補助金返還について【意見】</p> <p>プロフ精密(株)の破産に伴う県の対応は、以下のとおりである。</p> <p>【県の対応】</p> <p>企業立地事業補助金の交付企業が破産した場合の補助金返還の判断は、①企業の倒産に至る経緯、②従業員の再就職等への支援の状況により判断を行っている。</p> <p>この点、プロフ精密(株)の廃業については、次のとおりの経緯が認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>リーマンショックによる国内需要の悪化という影響は、企業の責めまでとは言いがたく、また主要取引先との取引が無くなった後でも新たな受注先を開拓し、事業継続に努めたと認められること。</li> <li>廃業に至るまで、事業主都合の整理解雇などを行わず、従業員を減らすことなく業務を確保しようとする姿勢が見られること。</li> </ol> <p>以上のことから、倒産に至る経緯及びその対応等に鑑み、条例第4条に規定する事業継続努力義務に違反するものではなく、本補助金返還免除を行う。</p> <p>次に、(株)大陸の破産に伴う県の対応は、以下のとおりである。</p> <p>【県の対応】</p> <p>企業立地事業補助金の交付企業が破産した場合の補助金返還の判断は、①企業の倒産に至る経緯、②従業員の再就職等への支援の状況により判断を行っている。</p> <p>この点、(株)大陸の廃業については、次のとおりの経緯が認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により、主要取引先の生産停止等の影響で、当初の受注予定量が大きく減少する中、主力の熟成とんかつ、熟成チキンカツなどの販路拡大の取組もなされており、事業継続に努めたと認められる。</li> <li>事業を引く継ぐ意向のある企業と、今回解雇した従業員の再雇用を調整しており、既に一部従業員の就職が決定されるなど再就職</li> </ol>	<p>平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正し、県と協議することなく、休止又は廃止し、かつ正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠った場合に、補助金返還を求めることを明記した。</p> <p>財産処分に伴い配当が行われる可能性についても補助金返還の判断基準の一つとすべきについては、投資奨励という補助事業の趣旨から、あくまで誠実に事業運営が行われ、事業環境が悪化した場合に適切な対応が採られたかどうか問われるべきと考えており、当該補助事業の趣旨に則り判断していきたい。</p>

監査結果	講じた措置																			
<p>先を確保しようとする姿勢が見られる。 以上のことから、倒産に至る経緯及びその対応等に鑑み、条例第4条に規定する事業継続努力義務に違反するものではなく、本補助金返還免除を行う。</p> <p>交付先が、事業継続努力義務期間中に破産した場合、補助金返還を求めるか否かについて、規則、条例、要綱には規定されていないため、県は、上記の判断基準に基づいて、交付先が事業継続努力義務に違反するものでないとし、本補助金の返還免除を行っている。</p> <p>しかしながら、交付先が破産した場合は、破産手続の開始に伴い、補助金交付の対象となった財産が処分されることから、仮に補助金返還額について破産債権の届出を行ってれば、財産の処分によって配当が行われ、配当により補助金の一部が返還される可能性がある。そのため、県は、補助金返還の判断基準として、企業の倒産に至る経緯や従業員の再就職等への支援の状況の他に、財産の処分に伴い配当が行われる可能性についても判断基準の一つとすべきである。(73 ページ)</p>																				
<p><b>(6) (株)マルカン</b> <b>(ア) 関係会社への支出について【意見】</b> 当該補助事業の補助対象事業経費(投下固定資産額) 1,185,486千円の支払先・支出内容は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="172 1279 788 1686"> <thead> <tr> <th>支払先名</th> <th>金額 (千円)</th> <th>支出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">J社</td> <td>1,058,848</td> <td>建物・その他償却資産</td> </tr> <tr> <td>34,066</td> <td>機械装置</td> </tr> <tr> <td>28,571</td> <td>工事管理業務委託</td> </tr> <tr> <td>鳥取市土地 開発公社</td> <td>59,000</td> <td>土地購入代金</td> </tr> <tr> <td>K社</td> <td>5,000</td> <td>土地購入の助言・実務代行 業務委託</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,185,486</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表より、土地以外の建物・機械装置・その他償却資産については、すべてJ社に支払が行われている。ここで、J社の代表取締役は、本補助金交付先である(株)マルカンの代表取締役も務めているため、J社は(株)マルカンの関係会社に該当する。</p> <p>支払先が補助金交付先の関係会社である場合には、支払額にその関係会社の利益相当分が含ま</p>	支払先名	金額 (千円)	支出内容	J社	1,058,848	建物・その他償却資産	34,066	機械装置	28,571	工事管理業務委託	鳥取市土地 開発公社	59,000	土地購入代金	K社	5,000	土地購入の助言・実務代行 業務委託	合計	1,185,486		<p>当該案件については、不動産管理業を行っていた関係会社との取引であり、補助金交付に当たっては関係会社の内訳を確認し、関係会社の利益相当分が含まれていないことを確認の上支払いを行っている。</p> <p>今後も、補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、仕組みの構築までは困難であるが、個別事案ごとに支出状況を確認し、関係会社への利益等の排除について徹底する。</p>
支払先名	金額 (千円)	支出内容																		
J社	1,058,848	建物・その他償却資産																		
	34,066	機械装置																		
	28,571	工事管理業務委託																		
鳥取市土地 開発公社	59,000	土地購入代金																		
K社	5,000	土地購入の助言・実務代行 業務委託																		
合計	1,185,486																			

監査結果	講じた措置
<p>れている可能性がある。関係会社の利益相当分が支払額に含まれ、その利益相当分が補助対象経費に含まれていることになると、その利益相当分に対しても補助金が交付されことになる。補助金額に補助金交付先の関係会社の利益相当分が含まれることは、補助金の交付目的上ふさわしくないと考えられる。</p> <p>関係会社に対して支出する場合には、利益相当分を控除した原価により補助対象経費を算定するなどの方法により、その利益相当分を排除する仕組みづくりを行う必要がある。さらに、関係会社に対して支出する場合は、関係会社以外の他の業者から相見積もりを採るなどの方法により、その支出金額の客観性を担保するための仕組みや、補助対象経費に利益相当分が含まれていないことを証明できるような仕組みを構築することが必要である。 (75 ページ)</p>	
<p><b>2 企業立地事業補助金の全体に係る指摘及び意見</b></p> <p><b>ア 補助金交付決定時の調査関係資料の紛失について【指摘事項】</b></p> <p>補助金交付決定時において、鳥取県補助金等交付規則第 18 条の規定に基づく現地調査等を実施しているが当該調査に係る現地調査時の調査資料がなく、また、調査報告書はコピーのみの保存であり原本がない補助金交付案件が見受けられた。調査資料がなければ、適正な調査が行われたか否か判断できないだけでなく、それらの調査資料及び調査報告書の原本の所在が不明であることは大きな問題である。</p> <p>今後は、資料管理を徹底することにより、資料紛失の防止に努めるよう徹底する必要がある。 (76 ページ)</p>	<p>平成 22 年度分の補助金交付決定時の証拠書類について、コピーのみの保管で、原本については不明な状況である。</p> <p>再発防止のため、執務室の整理及び整頓や簿冊の適切な保管を徹底するとともに、担当者の異動があった場合には、現物確認をしながら引継ぎを行う。</p>
<p><b>イ 事業状況報告書の提出について【指摘事項】</b></p> <p>企業立地等事業補助金の交付を受けた者は、鳥取県企業立地等事業助成条例第 6 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する事業継続努力義務期間内は所定の様式により、毎年 10 月 1 日時点における補助事業で取得した物件の状況や雇用の状況などの事業状況を報告しなければならない旨が規定されている。</p> <p>事業状況報告書の提出状況について、平成 24 年度分（平成 24 年 10 月 1 日現在の状況を示す報告書）及び平成 25 年度分（平成 25 年 10 月 1 日現在の状況を示す報告書）の報告書等より確認を行ったところ、以下のとおりであった。</p>	<p>鳥取県企業立地等事業助成条例上、企業立地事業補助金の交付事業者については、毎年、事業状況報告書の提出が定められており、全対象事業者に対して提出依頼を行っているが、事業者によっては提出しないところがあったこと、また県も督促を行っていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、平成 26 年度報告分から文書での督促を行い、全ての事業者からの提出を求めるよう改善した。また、未提出者に対しては、速やかに提出するよう求めている。（平成 26 年度分の提出率：99%（平成 28 年 3 月 31 日現</p>



監査結果	講じた措置												
<p>平成 24 年度分及び平成 25 年度分事業状況報告書提出状況</p> <table border="1" data-bbox="191 291 782 504"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 24 年度分</th> <th>平成 25 年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要提出件数 a</td> <td>114 件</td> <td>145 件</td> </tr> <tr> <td>未提出件数 b</td> <td>25 件</td> <td>27 件</td> </tr> <tr> <td>未提出割合 b/a (小数点第 4 位四捨五入)</td> <td>21.9%</td> <td>18.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のとおり、約 2 割の補助金交付対象者が条例に反して報告書の提出を行っていないということが判明した。</p> <p>県は、現状において未提出者への対応を行っていないが、事業状況報告書は条例において提出が義務付けられているものであり、また、企業立地事業補助金の交付金額は多額であることから、未提出者に漏れなく督促を行うことにより、補助金交付対象者の状況を的確に把握するように改善すべきである。(76 ページ)</p>	項目	平成 24 年度分	平成 25 年度分	要提出件数 a	114 件	145 件	未提出件数 b	25 件	27 件	未提出割合 b/a (小数点第 4 位四捨五入)	21.9%	18.6%	<p>在))</p>
項目	平成 24 年度分	平成 25 年度分											
要提出件数 a	114 件	145 件											
未提出件数 b	25 件	27 件											
未提出割合 b/a (小数点第 4 位四捨五入)	21.9%	18.6%											
<p><b>ウ 事業状況報告書の紛失について【指摘事項】</b></p> <p>このたびの包括外部監査の対象とした期間である、平成 21 年度分から平成 25 年度分の事業状況報告書の保管状況について確認したところ、平成 21 年度分、平成 23 年度分が保管されていないことが判明した。事業状況報告書の保管期限は 10 年間であることから、保管されていて当然であるべきものであり、また、事業者から提出のあった報告書は公文書となるものであることから、紛失していることは重大な問題である。</p> <p>今後は、このような事態が起こることのないように、保管の徹底を行うよう改善すべきである。(77 ページ)</p>	<p>執務室の引越等により、紛失したものと考えられる。</p> <p>平成 28 年 1 月、政策法務課に簿冊の紛失について報告した。</p> <p>再発防止のため、執務室の整理及び整頓や簿冊の適切な保管を徹底するとともに、担当者の異動があった場合には、現物確認をしながら引継ぎを行う。</p>												
<p><b>エ 事業状況報告時の決算報告書の提出について【意見】</b></p> <p>今回の包括外部監査では、補助対象事業者や委託契約事業者の倒産や操業中止などが多く見受けられたところであるが、特に、事業期間が長期にわたる補助事業や委託事業は、事業者の経営状況が健全である必要があり、事業期間中に事業者が廃業や倒産をするようでは事業目的が達成されないこととなる。現状のように、補助事業者や委託事業者が倒産し、補助金の効果が発現されない、もしくは委託契約を行った事業者から概算払い分の委託料の精算金の返還を受けることが困難になるというような事例が多く見受けられるようでは、県の財政において大きな損失が生じる結果となってしまう。</p>	<p>事業状況報告書では雇用状況の報告を求め、さらに労働者数が交付申請時より下回っている場合は、事業の休廃止及び縮小などその理由等の報告も求めており、その中で雇用及び経営状況等が危なくなる懸念がある企業に対しては個別に確認を行っているところである。</p> <p>全ての企業立地事業補助金の交付事業者から 7 年、又は 10 年間にわたり、全ての決算書類を求めることは、事業者に過度の負担を強いることになる上、県にとっても過度な企業情報の蓄積を行うことにつながり、適切ではないと考える。</p>												

監査結果	講じた措置
<p>委託事業や補助事業が遂行されるには、補助対象事業者の経営状況が健全であり、また、事業継続が絶対条件であると思われることから、事業状況報告書の提出時に、決算報告書の提出を受けて事業者の経営状況を把握することにより、後の補助事業や委託事業の契約先の選定における判断材料とすることも検討されたい。(77 ページ)</p>	
<p><b>オ 補助金交付先の交付後の実地検査について【意見】</b></p> <p>上記の「ア 事業状況報告書の提出について」に記載のとおり、現状においては多くの交付先が事業状況報告書の提出を行っておらず、また、特別な場合を除いては同報告書の督促を行っていない状況である。</p> <p>補助金交付が完了した後の、補助金の算定基準となった投下固定資産の状況は、譲渡等により変化し得るものであることから、特に事業状況報告書の提出がない交付先などを中心に、実地検査を行うべきであると考えます。</p> <p>企業立地事業補助金は、補助金交付金額が多額であることから、補助金の交付が完了した後も、事業継続努力義務期間内においては、補助金の交付対象となった投下固定資産の状況確認のための実地検査を定期的に、または特に必要と認められる交付先を抽出するなどして実施するようにされたい。(78 ページ)</p>	<p>そもそも企業立地事業補助金の交付に当たっては、補助対象となった全資産の現物確認を行った上で交付決定を行っており、また、その後の事業状況報告書においても資産の状況について確認を行っているところであり、定期的な実地検査を行うことは考えていない。</p> <p>ただし、事業状況報告書において事業状況の大幅な変動が推測される場合や関係者等から情報提供があった場合には、実地検査の実施を検討したい。</p>
<p><b>カ 補助金返還規定の整備について【意見】</b></p> <p>補助金返還について、前述のデンバ社及びTPC(株)のように、知事の承認を受けずに企業側の勝手な判断で財産処分を行った場合においては当然に返還すべきであると考えますが、現状の要綱等においては財産処分時等の返還についての明確な取扱いが規定されていない。</p> <p>交付先が破産した場合については、上記「(5)倒産企業」の「(イ)交付先が破産した場合の補助金返還について」において言及しているが、破産の場合のみならず、事業継続努力義務期間内での事業の休止等、また、その際の財産処分時の返還規定は必要と考える。</p> <p>補助金交付により取得した資産を処分するに際しては、厳格に取扱うべきであり、例えば工場を新增設するにあたって補助事業により取得した資産を処分する必要があるなど、設備投資等の前向きな事業展開において資産売却が不可欠である場合などの特別な場合を除いては、事業継続努力義務期間内に事業を休廃止した場合や、補助</p>	<p>従来から、事業が休止又は廃止された場合には、企業の倒産に至る経緯及び従業員への再就職の配慮等により、補助金の返還について判断することとしていたものである。</p> <p>平成 26 年 10 月に鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正するほか、企業の休止又は廃止に伴う財産処分に関する取扱いを明確にしたところである。</p>

監査結果	講じた措置
<p>金の交付対象となった財産を売却・譲渡した場合の補助金返還について、条例や要綱で規定することにより、補助金交付先に周知するなどの対応が望まれる。 (78 ページ)</p>	
<p><b>キ 委託料の概算払いについて【意見】</b></p> <p>委託料の概算払いについて、ナノ社及びデンバ社のように概算払いを行った結果、各社における諸要因により返還請求を行った部分について返還を受けられないという状況が見受けられた。仮に経営状況が思わしくない企業に対して多額の概算払いを行った場合には、その概算払いを行った資金が運転資金や借入金の返済などの原資となってしまう、本来の目的である委託事業に使用されない可能性もある。特に、県の委託事業の実績が少ない民間事業者の場合には注意を要すると思われ、その事業者の経営状況の確認を行うことにより、概算払いを行うとしても支払い回数を細かく分割して行うようにするなど、リスクを回避する方法を採るように改善されたい。 (79 ページ)</p>	<p>当該委託事業は県が抱える課題解決に向けて行ったものであり、当該課題解決を行うことができる企業が県内には他に無い状況であったこと、委託先は財務資料のみの適否ではなく、県内企業の中から技術力や人材などの能力なども含めて総合的に判断して決定したものである。</p> <p>そのような委託事業においては、事業を遂行するための人件費やその他必要経費について、県が委託を行う以上、必要と認められる範囲において概算払いすることは、委託事業を推進する上でも必要となるとの判断から概算払いを行ったところである。</p> <p>再発防止のため、民間事業者へ概算払を行う場合の不用額未返還のリスクを認識し、支払回数を細分化すること、また、不用額が生じないよう請求前に相手方と十分に協議するとともに、必要に応じて中間で支出書類を確認することにより、不用額が極力生じないようにしたい。</p>
<p><b>ク 企業立地事業補助金の分割交付の検討について【意見】</b></p> <p>企業立地事業補助金は、条例において事業継続努力義務期間が7年間と規定されているが、7年の努力義務を果たせず、企業が操業を休廃止する事例が複数見受けられ、補助金の効果が十分に発揮されていないと思われるケースが発生している。</p> <p>本補助金は、操業開始後に補助金の交付申請が行われ、補助金は一括で交付されている。仮に、平成21年度以降に本補助金を交付し、平成26年9月末までに事業を休廃止した交付先に対して、事業継続努力義務期間である7年間で分割交付していたとすると、補助金額のうち事業休廃止後の未操業期間に相当する部分の金額は、以下のように算定される。</p>	<p>補助金の交付申請は、企業立地等事業助成条例施行要綱に基づき、事業完了後3年以内に行うことになっており、原則一括交付する制度となっている。</p> <p>ただし、補助金額が10億円を超えるような高額となる場合は、年間補助金交付限度額を10億円として分割支給していたが、平成28年4月以降は、年間の補助金交付限度額を7億円に引き下げるよう改正した。</p> <p>企業立地事業補助金は、県内における企業の立地を促進するため、補助金により企業の投資リスクを軽減する制度であり、複数年度に分割して交付することは、初期投資が非常に大きい事業であり、投資完了後の事業進捗へ影響する可能性があること、また企業誘致における地域間競争の面でも不利になるため、現行の運用を継続したい。</p> <p>なお、企業が休止又は廃止した場合の対応については、鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱を改正し、県と協議することなく従業員及び取引先へ</p>

監査結果				講じた措置
				<p>の配慮を怠った場合に、補助金返還を求めることを明記したところである。</p>
交付先名	補助金額 A	操業期間 ※ B	未操業期間 相当額 A× (7年-B)	
プロフ精密 (株)	8,357千円	2年	5,969千円	
鳥取ウォーター (株)	29,900千円	3年	17,085千円	
デンバジャパン (株)	14,280千円	2年	10,200千円	
TPC(株)	20,981千円	2年	14,986千円	
(株)大陸	3,101千円	4年	1,772千円	
合計			50,012千円	
<p>※操業期間は、事業開始日から事業休止日までの期間（1年未満の端数は切上げ）としている。</p> <p>補助金の交付を複数年の分割で行えば、交付先企業の操業状況等を確認しながら補助金を交付することができ、事業が休廃止した場合には、事業休廃止後の未操業期間に相当する補助金の交付をしなくて済む。実際に、企業立地事業補助金を一括で交付せず、複数年度に分割して交付している地方自治体もあることから、補助金の分割交付を検討する必要がある。</p> <p>また、企業立地事業補助金の交付申請は、認定企業が設備投資を行い、その代金を全額支払後でなければ行うことができないため、認定企業は一旦設備投資資金の全額を自己資金又は金融機関等からの借入により調達しなければならない。本補助金を一括交付し、それが運転資金に使用されると、設備資金を金融機関等からの借入で調達し、その返済を複数年で行っている企業は、事業が計画どおりに進捗せず、借入金の返済に行き詰まることも考えられることから、補助金を分割交付したほうが、設備資金の返済に充てることができるという利点も考えられる。</p> <p>さらに、補助金を分割交付することにより、事業継続努力義務期間内に毎年提出しなければならない事業状況報告書も併せて交付先が提出するようにすれば、交付先企業の経営状況等を県がより把握しやすくなるものと考えられる。</p> <p>(79 ページ)</p>				
<p><b>ケ 認定申請時の納税確認について【意見】</b></p> <p>現状では、認定申請時において納税証明書の提出を求めているが、納税の確認を行うべきである。なお、新規設立法人の認定の場合には、親会社が存在するのであれば、親会社の納税確認を行</p>				

監査結果	講じた措置
<p>うべきと考える。税金を滞納している企業は経営状況に問題があると考えられ、また、納税の義務を果たしていることにより、公金である補助金の交付が受けられるのは当然であり、さらには、仮に滞納がある場合には補助金の交付によって、同補助金を原資として納税が行われることにもなりかねない。</p> <p>認定申請の際に、納税証明書の添付を求めることにより、国税・地方税ともに滞納がないことを確認した上で、補助事業の認定審査を行うことが望まれる。 (80 ページ)</p>	<p>より経営状況を確認できることから、納税証明書の添付までは求めないこととする。</p>
<p><b>コ 企業立地事業認定時の審査体制について【意見】</b></p> <p>企業誘致は、県内の雇用の拡大や生産による地域経済の活性化に大きく貢献するが、一方で、補助金の交付額が多額であり、補助金には多額の公金が投入されている。近年、交付先企業の倒産や撤退などが生じているが、企業立地事業補助金の交付は、県内の雇用機会の拡大を目的としていることから、交付先が倒産するのはもちろん、撤退や事業縮小などの事態に陥ることなく、当初の事業計画どおり永続的に事業を継続することを前提として行うものである。そのため、交付先企業の経営の健全性は、企業立地事業認定時の重要な判断要素の一つといえることができる。</p> <p>企業立地事業の認定を行う際には、企業の経営状況を経営自己診断システムによる安全性の評価や民間信用情報機関による評点を参考にしているが、評点が比較的低く、財務状況に不安のある企業を認定する際の検討が不十分で、また、財務状況に不安があるにも関わらず、認定に至った理由の記載が不十分と考えられるものがある。財務状況に不安があることをもって直ちに認定対象から外すべきとは言えないが、そのような企業を認定する場合には、認定に至った理由について、十分に記載された検討資料を残す必要がある。</p> <p>また、認定の際には、財務状況だけでなく、雇用内容、事業内容の将来性やその実現可能性、設備投資や生産における下請けや物資調達等の波及効果分析を行い、総合的に判断できるように専門家などの外部有識者も参加し、審査する審査会を設置することも検討すべきである。そして、十分な議論を行った上で認定するか否か判断できるよう、事業認定の審査体制を整備すべきである。 (80 ページ)</p>	<p>企業立地事業の認定を行う際は、認定に至った事業の将来性及び実現可能性などの判断項目の詳細などについても、認定時の起案に記載することとした。</p> <p>また、ビジネスモデルが確立していない成長分野等へのベンチャー企業の誘致に当たっては、第三者から企業の財務状況や事業継続に関する意見・評価を経た上で誘致を判断する精緻な仕組み「ベンチャー企業等評価システム」を平成 26 年 10 月に創設した。</p> <p>同システムは、ベンチャー企業及び新事業分野へ進出する企業の事業展開分野に精通した専門家を委員に委嘱し、信用調査機関からの経営・財務状況に関する調査及び評価を踏まえ、ベンチャー企業等の考えるビジネスモデルの継続性（技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等）についての意見や評価等を委員より聴取し、誘致や県の支援の方向性を判断するものである。</p> <p>同システムにより、平成 28 年 3 月 18 日にベンチャー企業等評価に関する会議を開催し、1 件の評価を行うなど、これまで以上に厳格な評価制度に基づく審査を行っているところである。</p>

監査結果	講じた措置
<p><b>サ 企業立地事業等補助金の効果測定について（経済波及効果等の測定）【意見】</b></p> <p>企業立地は、地域経済に生産、所得、雇用、人口等の増加をもたらし、消費の拡大などの波及効果を勘案すると多大なメリットをもたらすため、地域経済の活性化に欠かせない要素である。特に、雇用の創出は鳥取県において最重要課題であるため、企業立地は、経済活性化の切り札的存在といえることができる。そして、企業誘致において、本補助金が潤滑油となり、企業立地が行われれば、本補助金は県内経済の活性化へ大きく貢献しているといえることができる。</p> <p>しかし、現状では、企業立地事業等補助金の効果は、補助金の交付先数（企業誘致件数）や雇用増加数で測定されており、交付先企業の倒産や撤退などが生じている現状では、果たして、本補助金の交付に見合う効果が、地域経済にもたらされているか明らかではなく、県民に対して合理的に説明できている状況とは言えない。</p> <p>そこで、企業立地における土地造成、建物や機械設備の取得などの設備投資による県内への直接効果や経済波及効果と、操業後の企業の生産や雇用による直接効果、関連産業における経済波及効果、雇用誘発効果について、産業連関表などを用いて推計し、県内経済への経済波及効果を測定することが、本補助金の効果を測定する上で望ましいものとする。</p> <p>本補助金の交付による効果の測定を、設備投資による県内への経済波及効果と操業後の県内への経済波及効果で算定することにより、企業立地が県内経済に多大に貢献していることを合理的に説明できれば、多額の補助金の交付に対して、県民からの理解が得られるのではないかと考える。 (81 ページ)</p>	<p>企業立地事業補助金のみを経済波及効果を把握することは困難であるとする。</p> <p>県では平成 25 年から平成 32 年までの経済再生成長戦略を取りまとめ、県内経済の底上げを図っており、この全体的な戦略の状況把握の中で、企業立地状況に係る経済効果等の把握に努める。</p>

## 第 2 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

監査結果	講じた措置（案）
<p><b>1 L社</b></p> <p><b>ア 補助金（人件費分）の過大交付について【指摘事項】</b></p> <p>補助対象経費のうち、人件費の対象となる労働者は、「鳥取県に住所を有し、当該業務に6か月以上従事した常時雇用労働者」とされている。当交付先は、新規常時雇用労働者4人分の200万円を人件費分として補助金の交付申請を行っているが、補助金の交付申請に添付されている労働者</p>	<p>L社において、勤務地が鳥取県内であれば補助対象者になると認識誤りしていたこと、県においても、証憑書類のチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>過大に交付された500,000円については、補助事業者から提出された実績報告書の訂正版に</p>

監査結果	講じた措置（案）								
<p>名簿を確認したところ、うち1人は鳥取県に住所を有しない労働者であった。</p> <p>鳥取県に住所を有しない労働者は補助対象経費に含まれないため、本来は3人分の150万円が補助金の交付申請を行うべきであり、結果として1人分の補助金50万円が過大交付されている。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="172 481 782 683"> <thead> <tr> <th>適正な補助金交付額 a</th> <th>実際の補助金交付額 b</th> <th>過大交付額 b-a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500,000 (3人×50万円)</td> <td>2,000,000</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に記載している過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。補助金を交付する際には、補助金の対象となる労働者が鳥取県内に住所を有していることを確認し、鳥取県内に住所を有していない労働者分に対して、誤って補助金を交付することがないように注意する必要がある。（82 ページ）</p>	適正な補助金交付額 a	実際の補助金交付額 b	過大交付額 b-a	1,500,000 (3人×50万円)	2,000,000	500,000	<p>基づき、額の確定の訂正を行い、平成27年2月に補助事業者から全額返還があった。</p> <p>再発防止のため、平成27年10月にチェックリストを作成し、労働者名簿の確認等を徹底するとともに、補助金検査を必ず2名体制で行うなど、チェック体制を強化することとした。</p>		
適正な補助金交付額 a	実際の補助金交付額 b	過大交付額 b-a							
1,500,000 (3人×50万円)	2,000,000	500,000							
<p><b>イ 補助金（借室料分）の過大交付について【指摘事項】</b></p> <p>当交付先は、借室料8,211千円を補助対象経費として交付申請を行っているが、補助金の交付申請に添付されている借室料の証憑を確認したところ、当該借室料の金額は消費税込みの金額となっていた。補助対象経費となる借室料の金額は、消費税抜きの金額とすべきであり、補助金が195,500円過大に交付されている。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="172 1400 782 1601"> <thead> <tr> <th>補助対象事業経費 A</th> <th>適正な補助金交付額 b=a×1/2</th> <th>実際の補助金交付額 c</th> <th>過大交付額 c-b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,820,000</td> <td>3,910,000</td> <td>4,105,500</td> <td>195,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に記載している過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。事業所の賃借料には通常消費税が含まれていることから、補助金を交付する際には、補助金の対象となる借室料に消費税が含まれていないことを確認し、消費税部分に対して、誤って補助金を交付することがないように注意する必要がある。（83 ページ）</p>	補助対象事業経費 A	適正な補助金交付額 b=a×1/2	実際の補助金交付額 c	過大交付額 c-b	7,820,000	3,910,000	4,105,500	195,500	<p>補助事業者の提出した証憑書類（賃貸主から発行される請求書）の消費税抜きの金額欄に、消費税込みの額の金額が記載されており、L社において、その点について確認不足であったこと、県においても、十分な確認を行わず額の確定を行ってしまったことが原因である。</p> <p>過大に交付された195,500円については、補助事業者から提出された実績報告書の訂正版に基づき、額の確定の訂正を行い、平成27年2月に補助事業者から全額返還があった。</p> <p>再発防止のため、平成27年10月にチェックリストを作成し、提出された証憑書類の内容に誤りがないかの確認についても徹底するとともに、補助金検査を必ず2名体制で行うなど、チェック体制を強化することとした。</p>
補助対象事業経費 A	適正な補助金交付額 b=a×1/2	実際の補助金交付額 c	過大交付額 c-b						
7,820,000	3,910,000	4,105,500	195,500						
<p><b>ウ 通信料・設備機器賃借料の範囲の明確化について【意見】</b></p> <p>当交付先は、M社のノウハウ・メソッドを利用</p>	<p>通信料及び設備機器賃借料（システム利用料）</p>								

監査結果	講じた措置（案）																		
<p>した人材育成拠点を運営しており、受講生を募集し、人材育成を行っている。M社のノウハウ・メソッドの利用に際し、人材育成のノウハウ・メソッドを有しているM社に対して、以下の支出を行い、補助対象事業経費としている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>	<p>の補助対象経費の範囲が明確でなかったことが原因である。</p> <p>平成27年3月に鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金）を改正し、補助対象経費の範囲を現状に合わせたものとした。</p> <p>また、要綱だけでは補助対象経費かどうか判断が困難な事例については、平成25年度に整備したQ&amp;Aを活用するなど、補助対象経費の是非に係る判断を適切に行い、判断基準の明確化を図っていく。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">支出内容</th> <th style="width: 20%;">科目名</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・教材・システム使用料 (動画教材使用料、システム使用料、システム管理費)</td> <td>通信料</td> <td>9,062,330</td> </tr> <tr> <td>・受講者入学者按分 (申込者入学金按分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・開業支援コンサルティング費</td> <td>設備機器 賃借料</td> <td>2,500,000</td> </tr> <tr> <td>・資材発注</td> <td>設備機器 賃借料</td> <td>1,028,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td>12,591,130</td> </tr> </tbody> </table>	支出内容	科目名	金額	・教材・システム使用料 (動画教材使用料、システム使用料、システム管理費)	通信料	9,062,330	・受講者入学者按分 (申込者入学金按分)			・開業支援コンサルティング費	設備機器 賃借料	2,500,000	・資材発注	設備機器 賃借料	1,028,800	合計		12,591,130	
支出内容	科目名	金額																	
・教材・システム使用料 (動画教材使用料、システム使用料、システム管理費)	通信料	9,062,330																	
・受講者入学者按分 (申込者入学金按分)																			
・開業支援コンサルティング費	設備機器 賃借料	2,500,000																	
・資材発注	設備機器 賃借料	1,028,800																	
合計		12,591,130																	
<p>通信料については、条例において、「電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用」と定義されている。また、電気通信事業法第2条第3号では、「電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。」と規定されている。</p> <p>また、設備機器賃借料については、条例において、「事業所又は設備（新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用」と定義されている。また、要綱において、以下のように規定されている。</p>																			
<p>鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金）（抜粋） （補助対象経費）</p> <p>第3条 条例第3条及び第5条に係る別表第一のコンテンツ・事務管理関連雇用事業の項の補助金の額欄第2号中「設備（新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用」とは、補助事業の実施に必要な設備機器の賃借及び当該設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用の額とする。</p>																			
<p>交付先は、M社への支出のうち、教材・システム使用料及び受講者入学者按分を通信料として</p>																			



監査結果	講じた措置（案）
<p>取り扱っている。そのうち、教材・システム使用料の動画教材使用料及びシステム使用料に関しては、通信の用に供し生じている費用ではなく、システムの利用により生じている費用であるため、通信料には該当しないと考えられる。システムの利用等に要する費用は、設備機器賃借料に該当するものである。</p> <p>また、教材システム使用料のシステム管理費及び受講者入学者按分については、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合を入学者の受講申し込みに応じて、M社に支払うものである。交付先は、パソコン及びサーバーなどの電気通信設備を通信の用（オンライン教育）に供しているため、通信料に該当するとしているが、M社の教材やシステムを使用するために、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合をM社に支払う、いわゆるライセンス料であり、通信の用に供することにより生じている費用ではないため、通信料には該当しないと考えられる。</p> <p>次に、交付先は、資材発注について、設備機器賃借料に該当するとしているが、資材発注の内容は、受講者用テキストの仕入や人材育成拠点を運営するために必要な消耗品の購入であり、システムの利用等に要する費用とは言えず、設備機器賃借料には該当しないと考えられる。</p> <p>上記のうち、教材システム使用料のシステム管理費、受講者入学者按分及び資材発注の受講者用テキストの仕入は、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合をM社に支払っているもので、実質的には受講者が負担している経費であるため、補助対象経費とする必要性が乏しい。</p> <p>設備機器賃借料として要綱に規定されている「設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用の額」には、システムやソフトウェアを利用するに当たり、最低限必要なものが対象となると考えるべきである。そのため、仮に受講者がいなくても、システムを利用するために毎月固定的に発生する費用を、「設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用」と捉え、設備機器賃借料として取り扱うべきであり、資材発注に要する費用は、設備機器賃借料となるものではない。</p> <p>以上より、交付先が補助対象経費としている通信料及び設備機器賃借料の中には、通信料や設備機器賃借料に該当しない項目が含まれているも</p>	

監査結果	講じた措置（案）
<p>のと考えられる。条例や要綱に規定されている通信料及び設備機器賃借料の定義を拡大解釈して補助対象経費と捉えるべきではなく、事業の実態に則って、補助対象経費となるか否かを判断する必要がある。 (83 ページ)</p>	
<p><b>2 (株)ガイナックス、(株)スター</b> <b>ア 借室料の範囲の明確化について【意見】</b></p> <p>当交付先の(株)ガイナックスと(株)スターは、同じ建物に入居し、それぞれ事業所の家賃を借室料として補助対象経費に含めているが、家賃に付随する共益費については、(株)ガイナックスは借室料に含めているが、(株)スターは借室料に含めておらず、両者の取扱いが異なっている。共益費を借室料に含めることができるか否かについては、条例や要綱に明記されていないが、共益費は借室料に含める取扱いにしているとのことである。</p> <p>また、(株)スターは、駐車場利用料を借室料として補助対象経費に含めている。駐車場利用料を借室料に含めることができるか否かについても、条例や要綱に明記されていないが、駐車場利用料についても借室料に含める取扱いにしているとのことである。</p> <p>共益費や駐車場利用料は、契約内容によっては家賃に含まれている場合もあることから、共益費や駐車場利用料を借室料に含める取扱いにしているとのことであるが、補助対象経費の具体的な範囲を明確にすることで、各補助金交付先が不利な取扱いを受けず、補助金の交付が公平になるようにする必要がある。 (87 ページ)</p>	<p>補助対象経費である借室料について、共益費及び駐車場利用料を含めるかどうか、要綱等に明確に規定していなかったことから、補助事業者によって取扱いが異なったものである。</p> <p>再発防止のため、平成 25 年度に整備した Q &amp; A に、平成 27 年 10 月に共益費及び駐車場の取扱いについて追記した。</p> <p>共益費については、借室料と合算で内訳が不明で分割できない場合は補助対象経費とし、駐車場利用料については、建物と一団の土地にある駐車場の場合は補助対象経費に含めることとした。</p>
<p><b>イ 借室料の契約期間の明確化について【意見】</b></p> <p>条例において、「賃借料については契約期間が5年以上であるものに限る。」と規定されているが、借室料（条例では「事業所の賃借に要する費用」と記載されている）が、条例の賃借料に含まれているか否かは明らかになっていない。また、コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の要綱の様式においては、「借室料」ではなく、「事務所賃借料」という用語が使用されており、賃借料と借室料の違いが分かりにくい状況となっている。</p> <p>立地戦略課では、借室料は賃借料とは区別し、借室料については、賃借料のような契約期間が5年以上必要という契約期間の要件は必要ないという取扱いをしているが、賃借料と借室料の用語を使い分ける場合には、両者を別々に取り扱っていることがわかるように、要綱の様式を記載する</p>	<p>賃借料の契約期間については、鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第6号に基づき、企業立地事業補助金では契約期間5年以上のものを補助対象としているが、コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の補助対象経費である借室料（事業所賃借料）については、契約期間の定めを設けていないものである。</p> <p>鳥取県企業立地等事業助成条例の補助事業メニューである企業立地事業補助金、情報通信関連雇用事業補助金及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の各借室料の取扱いについて、明確にするため、平成 28 年 4 月に要綱改正を行った。</p> <p>なお、コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について、契約期間の規定を定めることが</p>

監査結果	講じた措置（案）
<p>必要がある。また、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の事業継続努力義務期間がその事業開始の日から 10 年間であることを鑑みると、企業立地事業の賃借料の場合と同様に、借室料についても契約期間の規定を定めることが、当該事業の事業継続努力義務を課している観点からも望ましいと考える。 (87 ページ)</p>	<p>望ましいとの意見をいただいているが、企業の雇用人数の増加に応じて、事務所移転を行う事例が散見されるため、企業活動の実態を勘案し、規定は定めないものとする。</p>

### 第3 リサイクル技術・製品実用化事業補助金

監査結果	講じた措置（案）
<p><b>（1）収益納付の計算式について【意見】</b></p> <p>補助事業者は、補助事業完了後、3年間、補助事業の実施結果に基づく収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付する収益納付の規定が要綱に定められており、実施要領に記載されている納付額の計算式は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>実施要領（抜粋）</p> <p>2 収益納付</p> <p>（1）交付要綱第 15 条第 1 項の規定による納付（以下「収益納付」という。）は、原則として収益納付に係る収益（以下「収益」という。）が生じた完了後 3 年間（交付要綱第 13 条第 2 項に規定する完了後 3 年間をいう。）の各年度（補助事業者の会計年度による。以下同じ。）ごとに行うものとし、その納付すべき額は、次の算式により算定した額（当該額と前年度累計納付額（その前年度までに当該補助事業に関し収益納付をした額の累計額をいう。以下同じ。）の合計額が本補助金の確定額以上となるときは、当該確定額から前年度累計納付額を控除した額）とする。</p> <p>（本年度収益額－控除額）×本補助金の確定額÷補助対象経費の実績額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度収益額：当該補助事業に関してその年度に生じた収益（原則として、営業利益の額とする。）の額</li> <li>・控除額：（補助対象経費の実績額－本補助金の確定額）× 1 / 3</li> </ul> </div> <p>収益納付の計算式は、他県の同様の補助金を参考にして定めたものであるが、単年度に収益が多額に発生した場合と、平均的に収益が発生した場合のそれぞれの納付額を計算し、両者を比較すると、以下のようになる。</p> <p><b>【前提】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の実績額：900 万円</li> <li>・補助金の確定額：600 万円</li> <li>・控除額：（900 万円－600 万円）× 1 / 3 = 100 万円</li> </ul>	<p>監査意見のとおり、補助事業者にとっての公平性を考慮して、収益の発生状況によって納付額に差が生じない算出方法へ変更することとし、平成 27 年 3 月に、鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱及び鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業実施要領の一部改正を行った。</p>

監査結果			講じた措置（案）																														
<p>(ケース1) 1年目から3年目までの各年度の収益額はそれぞれ200万円の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益額</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>200万円</td> <td><math>(200-100) \times 600/900 = 66.7</math>万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>200万円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>200万円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>600万円</td> <td>200.1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ケース2) 1年目、2年目の収益額がゼロで、3年目の収益額が600万円の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益額</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>600万円</td> <td><math>(600-100) \times 600/900 = 333.3</math>万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>600万円</td> <td>333.3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のケース2は、ケース1と3年間の収益額の合計額は同じであるが、単年度の収益額が大きいケース2の方が、平均的に収益額が発生するケース1と比較し、納付額の合計額が大きくなってしまふ。これは、各年度において収益額として単年度の収益額を使用していることと、控除額の式において補助対象経費の実績額から本補助金の確定額を控除したものを3分の1していることが影響している。</p> <p>仮に、3年間の収益額の合計額が同じ場合、収益の発生状況にかかわらず、納付額が一定となる収益納付の計算式としては、以下のようなものが考えられる。</p> <p>(収益額の累計額－控除額) × 本補助金の確定額 ÷ 補助対象経費の実績額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除額：補助対象経費の実績額－本補助金の確定額</li> </ul> <p>これを上記と同様の事例で納付額を算定すると、以下のようになる。</p>			年度	収益額	納付額	1年目	200万円	$(200-100) \times 600/900 = 66.7$ 万円	2年目	200万円	〃	3年目	200万円	〃	合計	600万円	200.1万円	年度	収益額	納付額	1年目	0万円	0万円	2年目	0万円	0万円	3年目	600万円	$(600-100) \times 600/900 = 333.3$ 万円	合計	600万円	333.3万円	
年度	収益額	納付額																															
1年目	200万円	$(200-100) \times 600/900 = 66.7$ 万円																															
2年目	200万円	〃																															
3年目	200万円	〃																															
合計	600万円	200.1万円																															
年度	収益額	納付額																															
1年目	0万円	0万円																															
2年目	0万円	0万円																															
3年目	600万円	$(600-100) \times 600/900 = 333.3$ 万円																															
合計	600万円	333.3万円																															

監査結果				講じた措置（案）																				
<p>(ケース1) 1年目から3年目までの各年度の収益額はそれぞれ200万円の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益額</th> <th>収益額の累計額</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> <td><math>(200 - 300) \times 600/900 = 0</math>万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> <td><math>(400 - 300) \times 600/900 = 66.7</math>万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>200万円</td> <td>600万円</td> <td><math>(600 - 300) \times 600/900 - 66.7</math>万円 = 133.3万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>600万円</td> <td>—</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	収益額	収益額の累計額	納付額	1年目	200万円	200万円	$(200 - 300) \times 600/900 = 0$ 万円	2年目	200万円	400万円	$(400 - 300) \times 600/900 = 66.7$ 万円	3年目	200万円	600万円	$(600 - 300) \times 600/900 - 66.7$ 万円 = 133.3万円	合計	600万円	—	200万円	
年度	収益額	収益額の累計額	納付額																					
1年目	200万円	200万円	$(200 - 300) \times 600/900 = 0$ 万円																					
2年目	200万円	400万円	$(400 - 300) \times 600/900 = 66.7$ 万円																					
3年目	200万円	600万円	$(600 - 300) \times 600/900 - 66.7$ 万円 = 133.3万円																					
合計	600万円	—	200万円																					
<p>(ケース2) 1年目、2年目の収益額がゼロで、3年目の収益額が600万円の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益額</th> <th>収益額の累計額</th> <th>納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>600万円</td> <td>600万円</td> <td><math>(600 - 300) \times 600/900 = 200</math>万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>600万円</td> <td>—</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	収益額	収益額の累計額	納付額	1年目	0万円	0万円	0万円	2年目	0万円	0万円	0万円	3年目	600万円	600万円	$(600 - 300) \times 600/900 = 200$ 万円	合計	600万円	—	200万円	
年度	収益額	収益額の累計額	納付額																					
1年目	0万円	0万円	0万円																					
2年目	0万円	0万円	0万円																					
3年目	600万円	600万円	$(600 - 300) \times 600/900 = 200$ 万円																					
合計	600万円	—	200万円																					
<p>以上より、上記のような計算式で収益納付の納付額を計算すれば、収益の発生状況が異なる場合であっても、3年間の収益額の合計額が同じ場合には、3年間の納付額の合計額が同じとなり、補助事業者にとって公平な取扱いとなるものと考えられる。 (88ページ)</p>																								
<p><b>(2) 事業化状況報告書の様式について【意見】</b></p> <p>補助事業者は、補助事業完了後、3年間、毎年度終了後に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、事業化状況報告書を提出しなければならない。当該報告書の様式は、事業テーマ、事業実施期間、本年度納付額の算定の各項目を記載するようになっている。</p> <p>当該補助事業では、補助事業完了時に事業化や製品化されている案件もあるが、大部分の補助事業は、事業完了後においても、事業化や製品化に努めているが、事業化や製品化に至っていない。また、補助事業完了後、事業化や製品化を取り止めている補助金交付先もある。</p> <p>このような状況から、本年度の収益額をゼロで報告している交付先も多いが、現状の報告書の様式では、本年度の収益額の報告が行われるのみで、事業化や製品化に至っているか否かなど、補</p>				<p>事業化等に至っていない場合の進捗状況に係る情報は有用であることから、平成27年3月に鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱の一部改正を行い、事業化状況報告書の様式を変更し、累計収益額が0円の場合に、事業の現況報告を求めることとした。</p>																				

監査結果	講じた措置（案）
<p>助事業完了後の事業化の進捗状況が報告書ではわからない。事業化や製品化に至っていないのであれば、本年度収益額の報告を行う必要はなく、代わりに事業化や製品化に向けた進捗状況を報告する方が有用である。事業化状況の報告において、事業化や製品化に至っているか否かの報告が行われるように報告書の様式を見直し、具体的な事業化の進捗状況の報告が行われることが望ましい。 (90 ページ)</p>	

#### 第4 環境対策設備導入促進補助金

監査結果	講じた措置（案）												
<p><b>1 環境対策設備導入促進補助金の個別案件に係る指摘</b>  <b>(1) (株)芙蓉別館</b>  <b>(ア) 補助金の過大交付について【指摘事項】</b>            当交付先は、空調設備リニューアル工事（補助事業費 10,000,000 円）について平成 21 年度に補助金 5,000,000 円の交付を受けている。平成 26 年 9 月 8 日に当交付先を訪問し、実地調査を行ったところ空調設備の一部に見積書、請求書、配置図面等と実際の現物との数量が一致しないものが見受けられた。当該不一致の原因について、当交付先に対して確認したところ、請求書、図面等の数量の誤りと判明した。(略)            (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="172 1249 785 1487"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>適正な補助金交付額</th> <th>実際の補助金交付額</th> <th>過大交付額</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th><math>b=a \times 1/2</math></th> <th>c</th> <th>c-b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,928,000</td> <td>4,964,000</td> <td>5,000,000</td> <td>36,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 結果として、正しい補助対象経費の総額は 9,928,000 円となり、補助金 36,000 円を過大交付していることになるため、当該過大交付分について返還請求すべきである。 (91 ページ)</p>	補助対象経費	適正な補助金交付額	実際の補助金交付額	過大交付額	a	$b=a \times 1/2$	c	c-b	9,928,000	4,964,000	5,000,000	36,000	<p>補助事業者が、空調設備工事施工時の変更内容について、実績報告書で報告すべきところを失念していたこと、県においても、現地調査のチェックが不十分であったことが原因である。            平成 26 年 10 月に、補助事業者からの実績報告書の訂正に基づき、額の確定の訂正及び補助金 36,000 円について返還を命じ、同月返還があった。            再発防止のため、平成 26 年 10 月に新たにチェックリストを作成し、着工前後の写真の提出を求めるなど、チェック体制を強化した。</p>
補助対象経費	適正な補助金交付額	実際の補助金交付額	過大交付額										
a	$b=a \times 1/2$	c	c-b										
9,928,000	4,964,000	5,000,000	36,000										
<p><b>(イ) 補助事業完了時の完了検査について【指摘事項】</b>            本補助金においては、補助事業完了後に事業成果、支出状況、経理処理等について現地検査、書面検査により現物確認、請求書ほか、支払確認等を行うこととなっている。            当交付先のケースでは、補助事業完了後の現地調査の際に、正確な設備の現物確認が出来ていなかったため、設置数量の誤りを見落としと考えられる。今後は、このような事態が生じないように、</p>	<p>県において、現地調査のチェックが不十分であったことが原因である。            再発防止のため、平成 26 年 10 月に新たにチェックリストを作成し、着工前後の写真の提出を求めるなど、チェック体制を強化した。</p>												

監査結果	講じた措置（案）
<p>適正な検査を行うよう改善すべきである。 (92 ページ)</p>	
<p><b>(2) (有) 岩崎館</b> <b>(ア) 補助金申請関係書類等の紛失について【指摘事項】</b></p> <p>当交付先より、交付申請時に提出された書類等のうち、登記簿謄本、決算書、納税証明等、設備に係る請求書、見積書、領収書等の支払確認の証拠書類等が保管されていなかった。登記簿謄本、決算書等は事業者の状況を把握する重要な書類である。また、請求書、見積書は補助金の算定金額の基となる補助対象経費の金額を確認、証明する重要な証拠書類であり、領収書等の支払の確認となるものは実際に支払があったことを証明する重要な証拠書類である。</p> <p>これらの重要な書類の所在が不明であることは、大きな問題である。今後は、資料管理の徹底を図り、資料紛失の防止に努めるよう徹底する必要がある。 (93 ページ)</p>	<p>平成 25 年 3 月末の執務室の引越の際に、誤って破棄したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、執務室の整理及び整頓や簿冊の適切な保管を徹底するとともに、担当者の異動があった場合には、現物確認をしながら引継ぎを行う。</p>
<p><b>(イ) 補助金交付後の対応について【意見】</b></p> <p>当交付先は、平成 24 年 3 月に破産し倒産しているが、県がこの情報を得たのは平成 26 年 6 月になってからであった。また、現在の設備の状況は一部について所在の確認ができない状態であり、対応については現在検討中であるとのことであった。</p> <p>補助金交付後の交付先の状況確認を定期的に行っていれば、早期に倒産情報等の会社の状況及び情報を把握することによって、補助金返還等の対応がとれたと考えられる。今後は、補助金交付後に交付先へ定期的に現地検査を行うことも検討されたい。 (93 ページ)</p>	<p>補助事業者の休業及び廃止等の情報収集ができていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、企業の休業等について新聞及び企業調査会社から情報収集するとともに、休業等の情報を入手した場合は、迅速に資産状況の確認を行い、処分状況の確認を徹底する。</p> <p>また、何度督促しても成果報告書の提出がない補助事業者に対しては、必要に応じて現地検査を行うこととした。</p> <p>なお、当事案については、破産手続は異時廃止により終了しており、現時点で残余価値はないと考えられることから、財産処分手続は求めないこととした。</p>
<p><b>(3) 西村文人（米子湯）</b> <b>(ア) 補助事業完了時の完了検査について【指摘事項】</b></p> <p>本補助金の交付に際しては、(略) 補助金交付前において交付申請者へ実際に臨場し補助金交付対象となった設備等の現物確認等を行う完了検査を実施し、そのうえで問題がなければ補助金交付を行うこととしている。</p> <p>当交付先に対しても、補助金交付前において県の担当者が現地調査を行っているが、設備の現状等の確認のため、当交付先及び当設備設置工事の施工業者へ臨場し、設備の現物確認や関係書類の検討を行った。</p>	<p>県において、現地調査のチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 10 月に新たにチェックリストを作成し、着工前後の写真の提出を求めるなどチェック体制を強化するとともに、品番相違などの特別な検査結果については検査復命書への的確な記録を行う。</p>

監査結果	講じた措置（案）
<p>当設備工事では、A重油焚ボイラーから業務用給湯器への更新工事を行っており、当該更新後の給湯器の現物確認を実施したところ、交付申請時の添付資料である見積書の品番と現物の品番が相違しているものが見受けられた。施工業者へ臨場し、事実関係の確認を行ったところ、誤って別の製品を納品したのではなく、単に見積書の品番の表示誤りであることが判明し、補助金の交付そのものには問題がないことが確認できた。補助金の交付に問題がないとはいえ、品番が相違しているにも関わらず、完了検査時に作成する検査復命書には、その旨のコメント等が付されていないため、設備の現物確認が適正になされたか否か確認できない状況であったことから、今後は、当該案件のような品番相違などの特別な検査結果については、検査復命書への的確な記録を行うよう改善すべきである。（94 ページ）</p>	
<p><b>2 環境対策設備導入促進補助金の全体に係る指摘及び意見</b></p> <p><b>ア 交付申請時の添付書類について【意見】</b></p> <p>本補助金の募集案内において、申請手続き時に提出すべき書類として「申請者の登記簿謄本」が挙げられているが、法人の場合は商業登記が存在するため登記内容を確認する必要はあると思料されるものの、個人の場合は商業登記が存在しないことから登記簿謄本の提出の必要はない。個人の申請者の場合に、誤って個人が所有している固定資産の登記書類を提出しているケースがあったため、登記簿謄本の提出を要するのは法人のみであることを表示するなど、募集案内を訂正すべきである。（94 ページ）</p>	<p>補助金事業計画書の提出にあたり、補助金申請者が誤って不要な書類を提出し、県が返送していなかったものである。</p> <p>平成 27 年 1 月の補助金公募時に、募集案内に個人事業主は登記簿謄本の提出が不要である旨、記載した。</p>
<p><b>イ 交付申請時の納税確認について【意見】</b></p> <p>本補助金の募集案内において、申請手続き時に提出すべき書類として、「鳥取県が課税する全ての県税に未納がないこと証する書類」が挙げられており、これは県税に滞納がない者には補助金交付の承認を行うという趣旨である。しかし、申請者の納税状況、経営状況を把握するためには、国税（法人税、所得税、消費税等）の納付状況を確認する必要がある。特に消費税等の中には、地方自治体の財源となる地方消費税も含まれていることから、今後は国税についても納税確認を行うよう検討されたい。（94 ページ）</p>	<p>補助金の一般規則である鳥取県補助金等交付規則において、補助金の納税書類の提出は求めていること、また、決算書類等により経営状況を確認できることから、他の補助制度との並びも含めて検討した結果、国税の納税証明書の添付までは求めないこととする。</p>
<p><b>ウ 補助金交付決定時の審査会について【意見】</b></p> <p>本補助金の審査は、募集案内において「外部専門家等で構成する審査会を開催し予算の範囲内で</p>	<p>補助金の審査会において、審査員が個別に評点を付さず、合議により採点し審査していたも</p>



監査結果	講じた措置（案）																																	
<p>優先順位により、採択事業を決定する。」とされている。しかし、平成 21 年度から平成 25 年度の本補助金の審査において審査員が個別に評点を付し審査しているのは、平成 22 年度の追加募集時のみであり、ほかの審査会においては、審査員が協議した結果の採点一覧を作成しているのみで、十分な審査が行われたかの検証ができなかった。</p> <p>なお、平成 21 年度から平成 25 年度の補助金の交付申請件数及び補助金の執行状況等は以下のとおりである。</p> <p>【平成 21 年度から平成 25 年度の補助金の申請件数・交付件数及び予算の執行状況】</p> <table border="1" data-bbox="172 719 762 1211"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数</th> <th>交付件数</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>100,000 千円</td> <td>99,506 千円</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>49</td> <td>32</td> <td rowspan="2">100,000 千円</td> <td rowspan="2">97,800 千円</td> </tr> <tr> <td>22 (追加)</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>95,000 千円</td> <td>47,969 千円</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>65,000 千円</td> <td>31,299 千円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>50,000 千円</td> <td>39,823 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表のとおり、結果として平成 23 年度以降の審査会で不採択となった申請者はゼロであることから、交付申請を行えばすべて採択されたという結果であり、形式的な審査になっているのではないかとの疑念も払拭できない。</p> <p>については、今後、審査が十分に行われていると説明できるような審査会の運営とされるよう検討されたい。 (95 ページ)</p>	年度	申請件数	交付件数	予算額	決算額	21	39	39	100,000 千円	99,506 千円	22	49	32	100,000 千円	97,800 千円	22 (追加)	8	4	23	19	19	95,000 千円	47,969 千円	24	16	16	65,000 千円	31,299 千円	25	12	12	50,000 千円	39,823 千円	<p>のである。</p> <p>監査意見を受けて、平成 26 年 7 月の審査会から、審査員が個別に評点を付し審査を行い、審査結果を補助金申請者に通知するよう審査会の運営方法を改善した。</p>
年度	申請件数	交付件数	予算額	決算額																														
21	39	39	100,000 千円	99,506 千円																														
22	49	32	100,000 千円	97,800 千円																														
22 (追加)	8	4																																
23	19	19	95,000 千円	47,969 千円																														
24	16	16	65,000 千円	31,299 千円																														
25	12	12	50,000 千円	39,823 千円																														
<p><b>エ 平成 22 年度追加募集の審査集計表について</b> <b>【指摘事項】</b></p> <p>平成 22 年度の追加募集の際の審査において、審査委員 4 人が審査項目ごとに審査し評点を出しているが、(略) 審査委員 4 人のうち 2 人は配点以上の評点を付している状況であった。評点に誤りが生じているにも関わらず、これを基に交付決定の採否を決定しているのは公平性に欠ける。 (略)</p> <p>配点以上の評点を付しているにも関わらず、この評点を基に集計していることは審査の信憑性に著しく欠けるものである。</p>	<p>補助金の審査会において、審査表のチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、平成 26 年 7 月の審査会から、プロジェクトの活用により審査員等の複数名で評点内容を十分に確認し、かつチェックできるよう審査会の運営方法を改善した。</p>																																	

監査結果	講じた措置（案）
<p>今後は、評点の内容を十分に確認することにより、このような審査結果とならないようにすべきである。 (96 ページ)</p>	
<p><b>オ 交付決定の遅延について【指摘事項】</b></p> <p>本補助金の交付決定は、要綱第5条に交付申請を受けた日から起算して原則として30日以内に行うものとする定められている。しかし、交付決定通知書を確認したところ、交付申請から30日以内に交付決定された案件は平成24年度及び平成25年度は1件もない状況であった。</p> <p>交付決定が交付申請から30日以上経過して行われていたのは、審査会の開催の調整によるものであることから、現在は、審査会の採択後に交付申請を行うように運用方法を改善済みであるとのことであり、今後は、現状の方法により交付決定遅延が行われることのない運用の継続が望まれる。 (97 ページ)</p>	<p>平成26年度から、審査会の採択後に交付申請を行うよう運用方法を改善済みであり、今後は、交付決定が遅延しないよう徹底していく。</p>
<p><b>カ 補助事業の完了届の遅延について【指摘事項】</b></p> <p>補助事業が完了した場合には、要綱第8条によれば、事業完了の日から15日以内に完了届を提出することとなっているが、提出期限を遅延しているケースが平成21年度から平成24年度において4件あった。</p> <p>平成25年度においては、提出期限を遅延しているものではなく改善されつつある傾向であると見受けられるが、更なる提出期限の遅延防止のため、補助金交付先への指導を徹底することが望まれる。 (97 ページ)</p>	<p>県において、補助金交付先に対して、提出期限の厳守について指導不足であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、補助金交付先へ定期的に電話連絡により進捗確認を行い、提出期限の厳守について指導を徹底している。</p>
<p><b>キ 補助金交付時の適正な完了検査について【意見】</b></p> <p>上記の(株)芙蓉別館及び西村文人(米子湯)の補助金交付において、完了検査時の確認不足により補助金の過大交付などの問題が生じている。</p> <p>補助金交付時の完了検査における現地調査のチェック方法に問題があったと考えられるが、完了検査は補助金交付の基礎となる重要な検査であることから、現地調査における確認時に活用するチェックリストを作成するなどして、確認誤りが生じない方策を講じるべきである。 (98 ページ)</p>	<p>監査意見を受けて、平成26年10月に新たにチェックリストを作成し、着工前後の写真の提出を求めるなどチェック体制を強化するとともに、品番相違などの特別な検査結果については検査復命書への的確な記録を行うこととした。</p>
<p><b>ク 成果報告書の提出について【指摘事項】</b></p> <p>補助金交付を受けた事業者は、鳥取県環境対策設備導入促進補助金交付要綱第11条において、補助事業の完了後1年間のエネルギーデータを取得・保管し、設備導入前後の省エネ効果を検証</p>	<p>県において、督促が十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>文書による督促のほか、電話での督促を定期的に実施した結果、平成22年度の1件(破産)</p>

監査結果		講じた措置（案）																											
<p>して成果を報告することが義務付けられている。 （略）</p> <p>なお、平成 26 年 7 月 1 日における、成果報告書の提出状況は、下表のとおりである。</p> <p>補助金成果報告書の提出状況(平成 26 年 7 月 1 日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>補助金 受給者</th> <th>報告書 提出数</th> <th>報告書 未提出数</th> <th>未提出割合 (小数点第 4 位四捨五入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>39 件</td> <td>25 件</td> <td>14 件</td> <td>35.9%</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>34 件</td> <td>29 件</td> <td>5 件</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>15 件</td> <td>12 件</td> <td>3 件</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>14 件</td> <td>3 件</td> <td>11 件</td> <td>78.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 24 年度については平成 26 年に提出が予定されているため、平成 26 年 7 月 1 日時点では未提出数が多くなっている。</p> <p>県は、未提出の事業者には定期的（年に 1 回程度）に文書、メール、電話等により督促を行っているとしている。督促の文書には提出がない場合には現地ヒアリングを行う場合があると記載しているが、実際に未提出の事業者へ現地ヒアリングを行ったケースはなかった。</p> <p>上表の未提出のうち 11 件については、この監査期間中の 1 か月の間に提出されたという状況をみると、督促が十分に行われていなかったと考えられる。提出していない理由として、事業計画で期待された成果が得られなかったため提出できなかったという意見が一部の未提出の事業者からあった。</p> <p>環境対策に取り組むうえで、補助を受ける事業者、補助を行う県のいずれも、計画に対する実績確認と原因分析からその成果の検証を行うことは重要である。検証の判断材料となる成果の報告がないことは問題であり、そもそも成果報告書の提出は義務となっている。</p> <p>未提出の事業者には、強く提出を促し、現地調査・設備の稼働状況の確認を行うなどの積極的な対応とるべきである。（98 ページ）</p>		年 度	補助金 受給者	報告書 提出数	報告書 未提出数	未提出割合 (小数点第 4 位四捨五入)	21	39 件	25 件	14 件	35.9%	22	34 件	29 件	5 件	14.7%	23	15 件	12 件	3 件	20.0%	24	14 件	3 件	11 件	78.6%	<p>を除き、平成 21 年度から平成 25 年度分について全て提出があった。</p> <p>再発防止のため、未提出の事業者に対して、引き続き強く提出を促していく。</p>		
年 度	補助金 受給者	報告書 提出数	報告書 未提出数	未提出割合 (小数点第 4 位四捨五入)																									
21	39 件	25 件	14 件	35.9%																									
22	34 件	29 件	5 件	14.7%																									
23	15 件	12 件	3 件	20.0%																									
24	14 件	3 件	11 件	78.6%																									
<p><b>ケ 本補助金制度の周知について【意見】</b></p> <p>上記「ウ 補助金交付決定時の審査会について」において示したとおり、平成 21 年度から平成 25 年度までのいずれの年度も補助金決算額が予算額に届かない状況であり、また、平成 23 年度以降は追加募集を行っていない。県によれば、追加募集を行い補助事業を実施すると、年度内の事業完了が困難となるため追加募集を行ってい</p>		<p>当補助金は、年度内の事業完了を必要としており、工事期間等から年度内に何度も募集をかけられないことが原因である。</p> <p>監査意見を受けて、追加募集による事業実施が可能となるよう、平成 27 年度債務負担行為を設定済である。</p> <p>今後は、別業務で企業訪問した際に、当補助</p>																											

監査結果	講じた措置（案）
<p>ないとのことであるが、今後は、債務負担行為などの方法を採用することにより、追加募集による事業実施が可能となるような仕組みづくりの検討を行うとともに、現状よりも更に本補助金制度の周知に努めていただきたいと考える。（99 ページ）</p>	<p>金制度について周知するとともに、予算執行残を考慮しながら追加募集を検討する。</p> <p>平成 27 年度は、平成 27 年 10 月から同年 12 月にかけて、追加募集を実施した。</p>
<p><b>コ 補助金交付先の交付後の実地検査について</b> <b>【意見】</b></p> <p>補助対象資産の管理については、規則第 25 条において、以下のとおり規定されている。</p> <div data-bbox="172 562 785 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県補助金等交付規則（抜粋） （財産の管理）</p> <p>第 25 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。</p> <p>2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>※同条第 2 項に定める「次に掲げるもの」とは、不動産・償却資産等を指す。</p> </div> <p>さらに、要綱第 10 条において、以下のとおり規定されている。</p> <div data-bbox="172 1200 785 1440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県環境対策設備導入促進補助金交付要綱（抜粋） （財産の処分制限）</p> <p>第 10 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（中略）とする（以下略）</p> </div> <p>つまり、補助金により取得した設備を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数の期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供する）しようとする場合には事前に知事の承認が必要となると規定されており、更に規則第 21 条及び第 22 条により、知事の承認なしに処分を行った際には補助金を返還しなければならない場合があると規定されている。</p> <p>現在のところ補助金交付後に、設備の状況の確認等は行われていない。しかし、上記のような規定がおかれていることから、県は少なくとも対象設備の耐用年数の期間内は定期的に設備の状況を確認する必要があるのではないかと思われる。毎年の確認は困難であるとしても、例えば耐</p>	<p>当補助金は完了検査を行った後、補助金を交付していることから、補助金交付後に設備の状況の確認等は行っていない。</p> <p>今後は、当補助金は、補助事業完了後 1 年後に成果報告書の提出を義務づけており、その際必要があれば実地検査を実施することとしたい。</p> <p>また、企業の休業等について、新聞及び企業調査会社から情報収集するとともに、休業等の情報を入手した場合は、迅速に資産状況の確認を行い、処分状況の確認を徹底する。</p>

監査結果	講じた措置（案）
<p>用年数期間内の中途時点、最終時点など数回の確認を行うことは可能であると思われる。定期的な確認が行われないと、補助金の返還が必要となる事象が発生しているか否かの情報を把握することは困難であり、補助金交付先からの自主的な報告があった場合でなければ、補助金の返還を求めることができない。</p> <p>平成 21 年度の補助金の交付から現在までに、補助金の返還があったものが 2 件あるが、いずれも補助金交付先からの自主申告による補助金の返還であったこと、また、前述の(有)岩崎館のようなケースが生じていることも考えると、今後は、補助金により取得した設備の耐用年数期間中における、補助金交付先に対する交付後の実地検査を行うよう改善することが望まれる。</p> <p>(99 ページ)</p>	